



**福津市第2期
子ども・子育て支援事業計画**

福津市

2020年(令和2年)3月

はじめに

福津市には、玄界灘に面した白砂青松の海岸に象徴される美しい自然や歴史に彩られた名勝が数々あります。

このような恵まれた自然環境の中、福津市まちづくり計画では、市の将来像「人も自然も未来につながるまち、福津。」の実現に向けて、7つのテーマ別目標像を設定し、環境保全、経済成長、社会的包摂（多様な人が公平に参加すること）という3つを調和させ、現在と将来の両方の世代が希望を満たすような持続可能なまちづくりを目指し、取組を進めています。

その中で、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく「福津市第2期子ども・子育て支援事業計画」を、テーマ別目標像の一つである《共育：誰もが「未来の創り手」として育つまち》の分野別計画として位置付け策定しました。本計画は、第1期計画からの基本理念である「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」を継承するとともに、これまで取り組んできた事業の成果や課題を踏まえつつ、①地域全体で子育てすること、②民間との共働、③こどもたちの遊び場、交流する場を大切に考え、「子ども・子育て支援制度」による乳幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業を充実する施策を取りまとめたものです。

計画の着実な推進にあたっては、行政はもとより、家庭、地域、企業、関係機関などが、それぞれの役割と責任を自覚し、連携・共働して、実現に向けて取り組まなければならないと考えます。今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心にご議論をいただいた協議会委員の皆様をはじめ、ニーズ調査や市民意見公募などにご協力いただいたすべての皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

福津市長 原崎 智仁



目 次

第1章	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1	子ども・子育て支援事業計画の概要.....	1
2	第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について.....	4
第2章	福津市の現状と課題	9
1	子ども・子育てを取り巻く状況.....	9
2	特定保育施設等について.....	12
3	アンケート調査結果の概要.....	15
4	アンケート調査、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題.....	32
第3章	子ども・子育て支援事業計画の基本構想	36
1	子ども・子育て支援事業計画のねらい.....	36
2	基本目標.....	38
3	計画の推進に向けて.....	40
4	重点的な取組.....	41
第4章	実施計画	44
1	計画の体系.....	44
2	施策の具体的な取組.....	45
	基本目標1:こどもの持っている力を最大限に尊重しよう.....	45
	(1) こどもの権利を守る.....	45
	(2) こどもの成長を見守る.....	46
	(3) こどもの活動を支える.....	47
	基本目標2:家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう.....	49
	(1) 多様な保育等支援事業を充実する.....	49
	(2) 子育て家庭を支援する.....	50
	(3) 家庭の子育て力を高める.....	52
	基本目標3:こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう.....	53
	(1) こどもが生活する地域環境を整備する.....	53
	(2) 地域の子育て力を高める.....	54

第5章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	55
1 教育・保育の提供区域の設定	55
2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	55
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	57
4 各施策の成果指標	63
付属資料	65
1 福津市こどもの国推進協議会規則	65
2 福津市こどもの国推進協議会委員名簿	67
3 福津市こどもの国推進協議会等の経過	68
4 用語の解説	69

第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

国においては、平成 24 年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

本市においても、2015 年度(平成 27 年度)から 2019 年度(平成 31 年度)を計画期間とする「福津市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第 1 期計画」とする)を策定し、福津市の豊かな自然の保全、津屋崎千軒や地域の祭り等の歴史や文化の伝承、既存の施設等の社会資源の活用を通して、こどもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、こどもの貧困問題、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められます。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第 1 期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第 2 期福津市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第 2 期計画」とする)を策定しました。

また、第 2 期計画において、「こども」と「子ども」の両方の用語を使用しています。これは、法律や制度などに規定されているものを除き、より身近に親しみ易い表現となるよう、個体を表すものとして「こども」を用いることとしたためです。

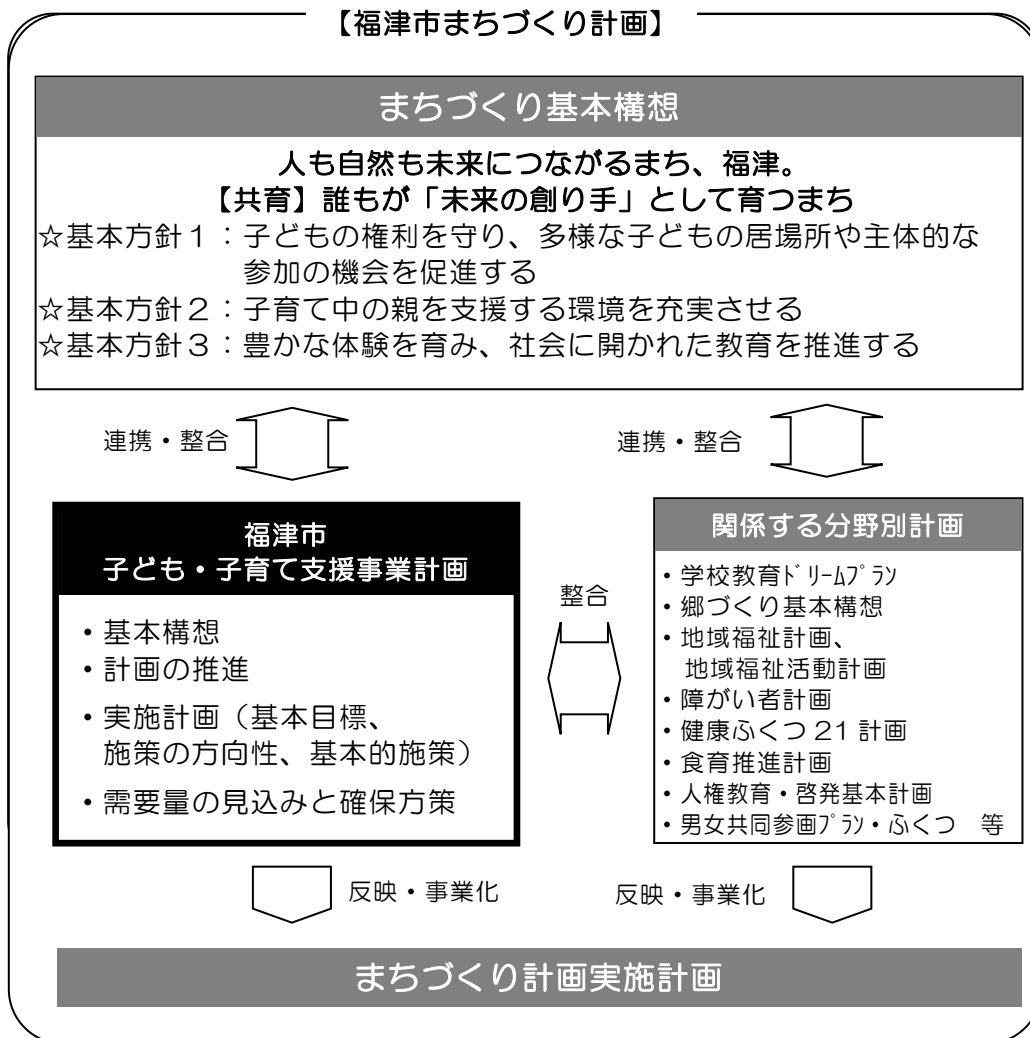
(2) 計画の位置付け

第 2 期計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する国民運動計画「すこやか親子 21(第 2 次)」(2015 年度(平成 27 年度)~2024 年度(令和 6 年度))の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、第 2 期計画は、「福津市まちづくり計画」を構成する分野別計画として位置付け、「第 2 期福津市地域福祉計画・福津市地域福祉活動計画」「第 2 期福津市障がい

者計画」「第5期福津市障害福祉計画」「第2次男女共同参画プラン・ふくつ」「福津市健康ふくつ21計画(第2次)」等の各分野別計画とも整合性を図り、持続可能な発展に必要な社会的包摂の側面を担います。



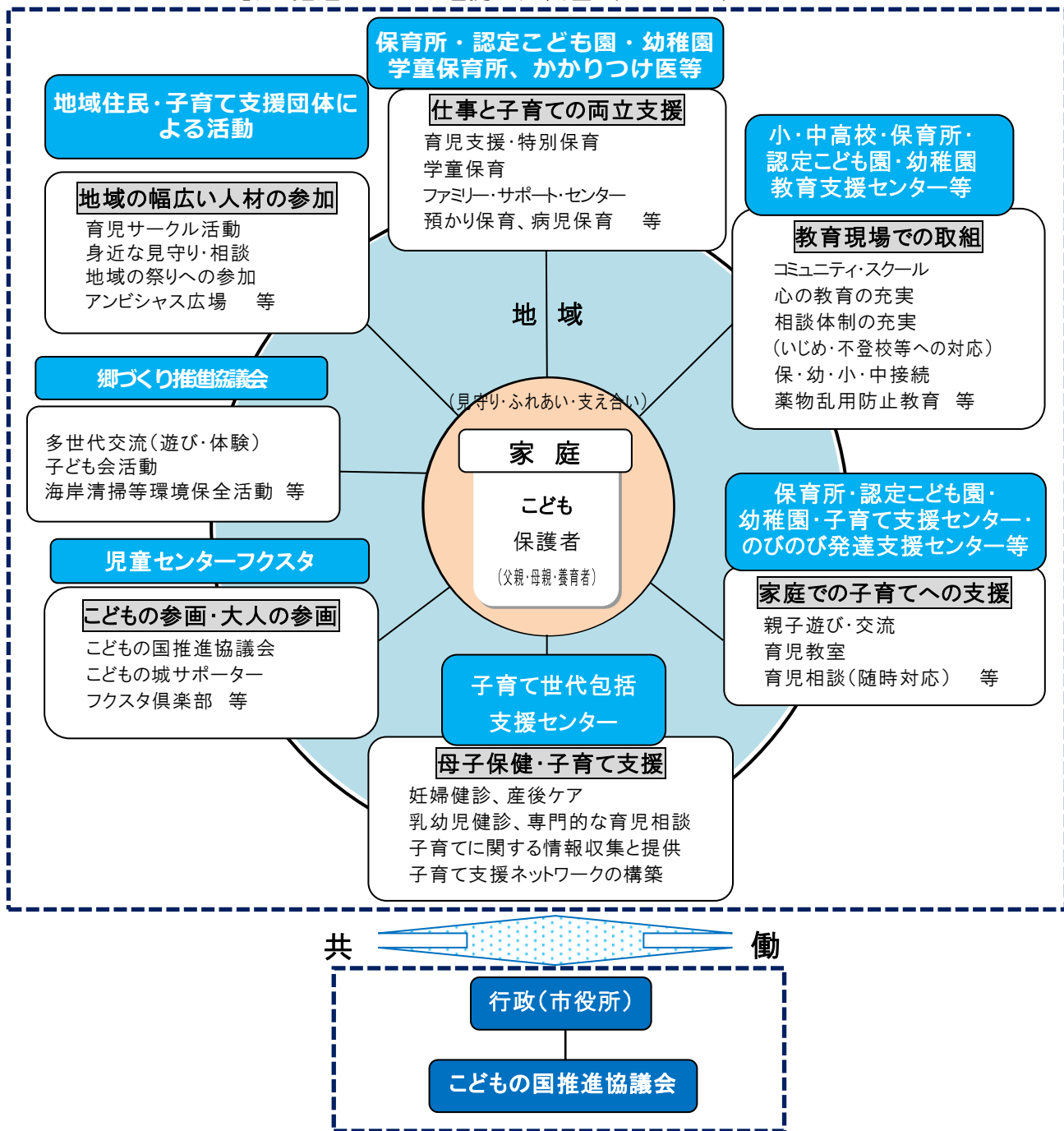
(3) 計画の期間

第2期計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間で計画期間としています。なお、毎年第2期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しなど改善を図ります。

(4) 計画の対象

第2期計画の対象は、すべてのこども（18歳未満）とその家庭、地域、企業、関係機関等すべての個人及び団体となります。第1期計画と同様、これらの市民等同士と行政が連携して共働しながら、こどもを生き育てやすいまちづくりを進めていきます。

■ 計画推進における連携・共働図（イメージ） ■



2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、1975年(昭和50年)に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、2017年(平成29年)時点において1.43となっています。

子育てに関連する法律についてみると、2005年(平成17年)から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されるとともに、2012年(平成24年)8月に制定された子ども・子育て関連3法により2015年(平成27年度)から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、子ども・子育て支援法による新たなステージへと移行しました。

また、国では2014年(平成26年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、2014年(平成26年)8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、こどもの貧困の連鎖解消や必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組が今まで以上に重要とされています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針(基本指針)の改正について

■市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二 2(二)(1)関係)
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二 2(二)(1)関係)

- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。(第三の三 2(三)関係)
- ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四 5(四)関係)
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援第2期計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3関係)

- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4関係)

- 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。
- ・平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2(一)、四 5(一)・(二)関係)

- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

（２）次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、次のとおりです。

- 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村等行動計画」という。）を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で、2020年度から2024年度を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。
- 新・放課後子ども総合プランの策定等、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正と同様のスケジュールで進める予定。

【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

(3) 幼児教育・保育無償化の制度について

① 総論

○ 幼児教育の無償化の趣旨等

- ・ 令和元年10月の消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、こどもたちに大胆に政策資源を投入し、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換された。幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要と位置付けられた。
- ・ 現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（2012年(平成24年)法律第65号 以下「支援法」という。）の改正法により、新制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置が講じられた。なお、これら施策の利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めるものとされた。
- ・ 就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化が進められた。

② 対象者・対象範囲

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化。
- 0～2歳：特定地域型保育及び上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化。

※子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象である。

○ 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13万円までの範囲で無償化。

○ 認可外保育施設等

- 3～5歳：
保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0～2歳：
保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯のこどもたちを対象として、月額 4.2万円までの利用料を無償化。
- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - ・ 市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか。

③財源

○負担割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10。

○財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度(平成31年度)）に要する経費を全額国費で負担。
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。
- システム改修費：2018年度(平成30年度)・2019年度(平成31年度)予算を活用して対応。

④就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援(障害児通園施設)を利用することもたちについて、利用料を無償化。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援(障害児通園施設)の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象。

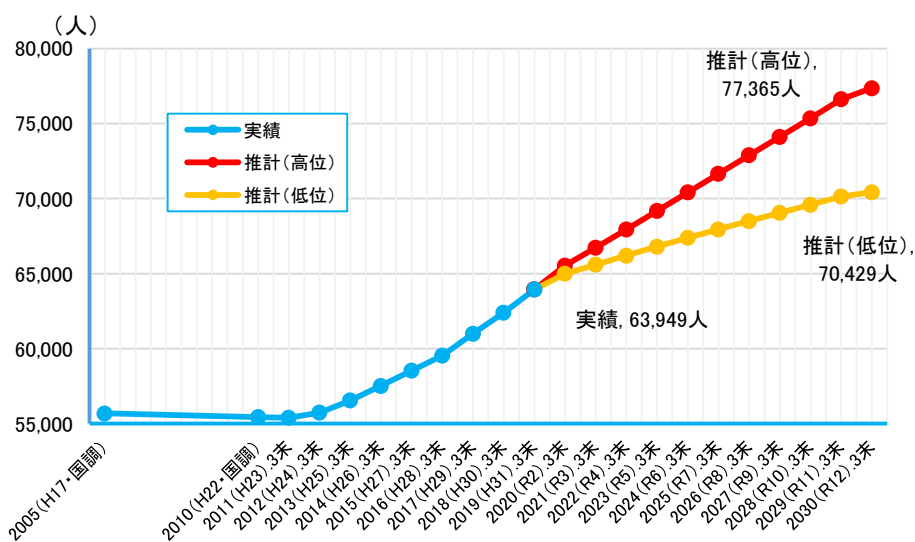
第2章 福津市の現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く状況

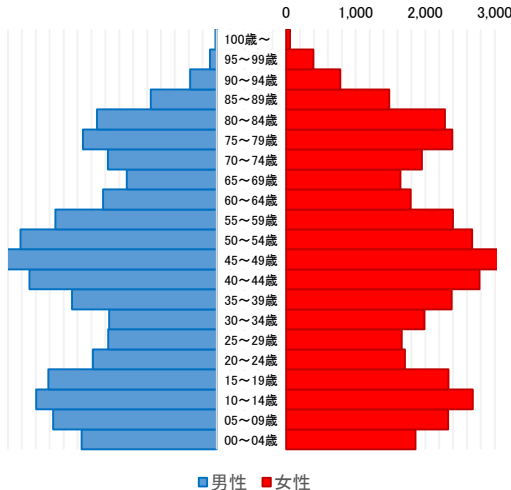
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、2015年(平成27年)には58,781人ですが、2019年(平成31年)には63,949人となり、その後、2030年(令和12年)まで増加傾向で推移すると推計しています。
- 人口推計については、「推計(高位)」、「推計(低位)」が示されていますが、第2期計画においては、各種の需要量見込を算出するにあたり、いずれの場合でも影響が少なくなるよう、独自に中間値を推計し数値化しています。
- 年齢区分別では、0～5歳人口は2022年(令和4年)、6～11歳人口は2026年(令和8年)をピークに減少、12歳以上人口については、いずれも増加傾向と推計しています。
- 2030年(令和12年)には高齢化率が25.5%になると推計されています。

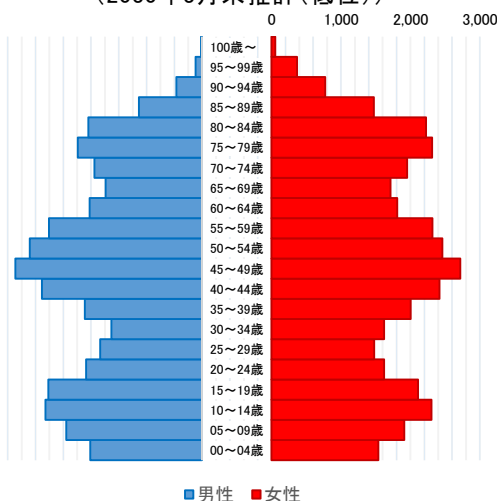
■ 総人口・年齢区分別人口の推移と予測 ■



年齢別人口構成
(2030年3月末推計(高位))



年齢別人口構成
(2030年3月末推計(低位))

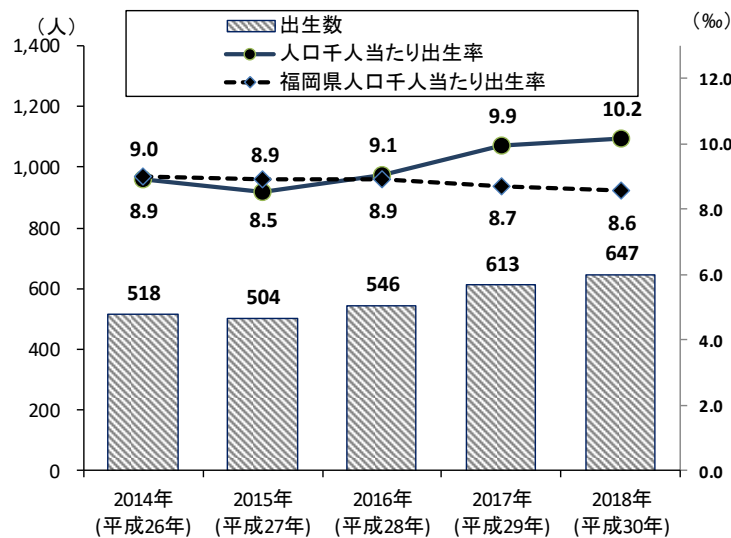


資料:福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」

(2) 出生数

- 本市の出生数は、2014年(平成26年)の518人から2018年(平成30年)の647人に増加しています。
- 人口千人当たり出生率は、2018年(平成30年)は10.2‰で平成28年以降は福岡県に比べると高くなっています。

■ 出生数の推移 ■

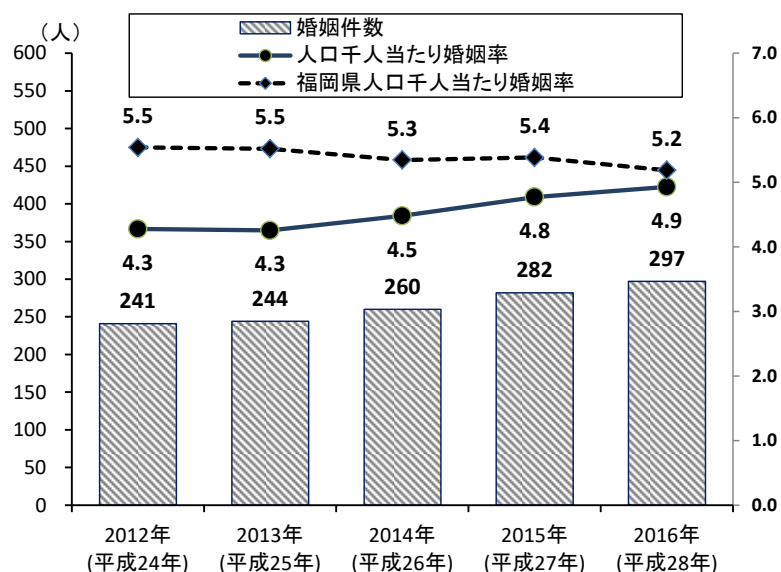


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(3) 婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、2012年(平成24年)の241件から2016年(平成28年)の297件に増加しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、2012年(平成24年)の4.3‰から2016年(平成28年)の4.9‰に増加していますが、各年ともに福岡県に比べると低くなっています。

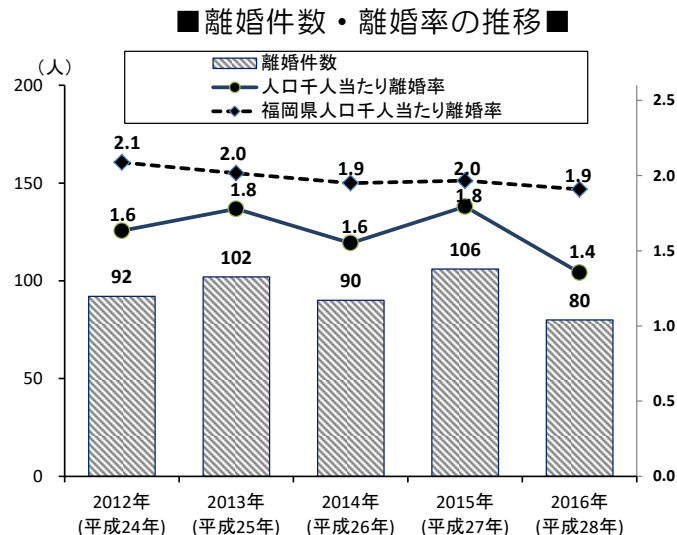
■ 婚姻件数・結婚率の推移 ■



資料:福岡県保健統計

(4) 離婚件数・離婚率

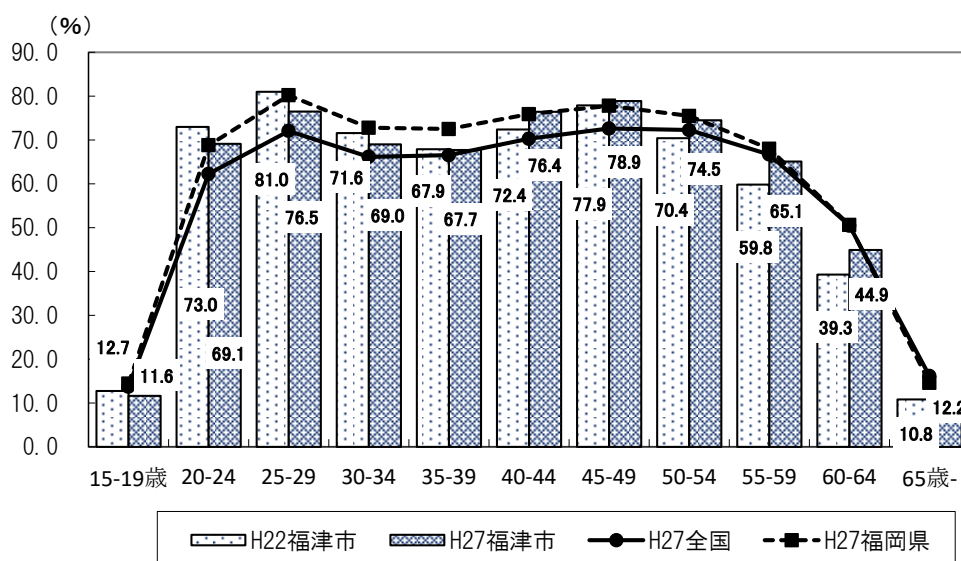
- 本市の離婚件数は、おおむね 80 件から 100 件前後で推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、2012 年(平成 24 年)の 1.6‰から 2016 年(平成 28 年)の 1.4‰に増減を繰り返して減少していますが、各年ともに福岡県に比べると低くなっています。



(5) 女性の就労状況

- 2010 年(平成 22 年)から 2015 年(平成 27 年)にかけて、35-39 歳まではいずれの年代も就業率が減少していますが、40-44 歳以降はいずれの年代においても就業率が増加しています。
- 特に 25-29 歳の就業率の減少が顕著になっています。

■ 女性の就業率の推移 ■



2 特定保育施設等について

(1) 対象施設の現状

第2期計画が対象としている教育・保育施設のうち特定保育施設及び特定地域型保育の設置状況は次のとおりです。(2019年(令和元年)6月末現在)

(ア) 認可保育所 9園(市立保育所1園・私立保育所8園)

(イ) 認定こども園 2園

(ウ) 小規模保育事業所 6か所

(エ) 事業所内保育施設 1か所(地域枠)

※(ア)(イ)は子ども・子育て支援法における「特定保育施設」、(ウ)(エ)は「特定地域型保育」。また、このほかに届出保育施設があります。

■保育所整備の状況■

【特定保育施設】 (単位:人)

年度	保育所名	区分	定員	備考
平成27年度	福津いくみ保育園	新設	150	
	小計		150	
平成28年度	こうみょうの丘	新設	120	
	小計		120	
平成29年度	聖愛幼稚園(認定こども園)	幼稚園型移行	71	
	小計		71	
平成30年度	聖愛幼稚園(認定こども園)	定員増	19	
	ひがしふくま真愛保育園	定員増	20	
	双葉花見が丘保育園	新設	40	H30.7供用開始
	双葉保育園	定員増	20	H30.7定員増
小計		99		
令和元年度	日蔭野あおぞら保育園	新設	120	R元.6供用開始
	小計		120	
	①合計		560	
～平成26年度	大和保育所		130	
	真愛保育園		90	
	津屋崎保育園		120	
	いろどり真愛保育園		150	
	双葉保育園		100	
	光明幼稚園(認定こども園)		71	
	ひがしふくま真愛保育園		70	
小計		731		
	②合計		1291	

【特定地域型保育(小規模保育施設・事業所内保育施設)】 (単位:人)

年度	保育所名	区分	定員	備考
平成27年度	双葉中央保育園第1小規模保育つぼみ	小規模	19	
	双葉中央保育園第2小規模保育たんぼぼ	小規模	19	
	小計		38	
平成28年度	いくみキッズ保育園	小規模	19	
	子うさぎの森保育園	小規模	19	
	福津うみがめ保育園	小規模	19	
	たんぼぼのたね保育園	小規模	12	
	あゆみ保育園	事業所内(地域枠)	10	
小計		79		
	③合計		117	

※あゆみ保育園は平成27年4月に小規模保育施設として供用開始され、平成28年11月から事業所内保育施設へ移行

○教育・保育事業の提供体制 確保の方策の状況

	許可定員数	第一期計画見込み
事業計画(平成27年度～令和元年度)における提供体制(②+③)	1,408	1,176
うち平成27年度から令和元年度までの確保分(①+③)	677	301

(2) 待機児童の状況

第1期計画の見直しを含め、2019年度（平成31年度）までに待機児童を解消することを目標としていました。

しかしながら、2019年（平成31年）4月現在における法定待機児童数は124人となっています。

2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの第1期計画期間中の特定保育施設及び特定地域型保育の認可定員については、2019年（平成31年）年6月供用開始の120人定員の新設保育所を含め、677人増の整備を進めてきましたが、法定待機児童が増えているのが現状です。

受け皿の整備以上に、子育て世帯の転入に伴う就学前児童の増とともに着実に保育所への申込率が伸びていることが主たる要因と考えられます。

■待機児童数の状況（新定義による待機児童数）■

（単位：人）

年	H27 (実績値)	H28 (実績値)	H29 (実績値)	H30 (実績値)	H31.4 (実績値)
0歳	1	1	12	12	21
1歳	5	4	14	10	46
2歳	1	1	7	7	15
1・2歳(計)	6	5	21	17	61
3歳	5	1	7	3	21
4歳	2	2	8	5	13
5歳	0	0	4	0	8
3～5歳(計)	7	3	19	8	42
合計	14	9	52	37	124

■ 第 1 期計画の各施策の成果指標 ■

事業名	成果指標	実績値	実績値	目標値
		2014 年度 (平成 26 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
こども自身がこどもの権利について学ぶ機会の充実	人権作文、標語、ポスターの製作	小学校 7 校 中学校 3 校 高校 2 校	小学校 7 校 中学校 3 校 高校 2 校	小学校 7 校 中学校 3 校 高校 2 校
人権尊重の意識啓発	人権映画上映会開催	小学校 2 校 中学校 1 校	小学校 7 校 中学校 3 校	小学校 7 校 中学校 3 校
不登校のこどもの学校復帰を目指す対応策の推進	不登校児童・生徒数の割合	1.07%	1.6%	1%以下
要保護児童対策のための体制の強化	要保護児童対策地域協議会会議開催数、参加機関数	12 回/年 15 団体	10 回/年 27 団体	12 回/年 18 団体
養育支援訪問事業	養育支援訪問家庭数	実施 94% 把握率 100%	実施 100% 把握率 100%	実施 100% 把握率 100%
乳児家庭全戸訪問事業の推進	乳児家庭の把握と訪問 実施率	実施 94% 把握率 100%	実施 99.7% 把握率 100%	実施 100% 把握率 100%
保育所、幼稚園における男女共同参画に関する教育・保育の推進	男女共同参画推進指導員の配置	保育所・幼稚園 12 園	保育所・幼稚園 13 園	保育所・幼稚園 15 園
DV 等被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	担当者連絡会議/担当課長連絡会議	各 1 回/年	その都度関係課と連絡調整	継続 各 1 回/年
「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨	「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨	24 件	33 件	30 件
通学路等の整備	防犯灯設置・修繕数	116 件	234 件	200 件
自然環境についての情報の提供	かんきょう新聞発行	小学校 7 校 中学校 3 校 高校 1 校	中学校 3 校 高校 2 校 公共機関 7 か所	継続
こどもに対する環境教育の充実	環境教育の参加人数	小学校 4 校 中学校 1 校 高校 1 校	小学校 4 校	小学校 7 校 中学校 3 校 高校 2 校
教育・保育事業の充実	保育所、認定こども園等の 定員 一時預かり事業箇所数	791 人	1,288 人	1,092 人
		2 か所	8 か所	5 か所
子育てボランティア活動の人材育成の充実	ボランティア登録者数	115 人	130 人	150 人
幼稚園・保育所の開放	こども広場の開催	各幼稚園・保育所で 月 1 回実施	幼稚園 1 園・保育所 7 園で 月 1 回実施	継続実施
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施	一体型の箇所数	0 か所	0 か所	1 か所

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1.調査対象者と抽出方法	市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	市内に居住する小学生のいる世帯（就学前児童のいる世帯を除く）の保護者を対象者とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成30年12月	平成30年12月
4.回収状況	配布数 1,000 回収数 534 回収率 53.4%	発送数 1,000 回収数 498 回収率 49.8%

(2) 調査結果

※前回調査（平成25年11月実施）と同一質問については、前回調査結果と今回調査結果の比較についても記述しました。よって前回、今回の比較について記述のない項目は、前回調査においては設けられていない質問項目ないしは、選択肢や質問形式が変わったため比較ができない質問項目です。

①今回調査で採用しなかった前回調査の主な質問項目と理由は以下の通りです。

- 前回と今回で大きな変動はないと判断されるため採用しなかった質問項目
 - ・子どもの育ちをめぐる環境
 - ・地域の子育て環境
- ほかの質問項目によっても、動向が類推できるため採用しなかった質問項目
 - ・子育て時間と仕事時間等の優先度
 - ・父親の子育てへの参加状況
- 今回調査において視点を若干変えた質問としたため採用しなかった質問項目
 - ・子育てに関する情報の入手方法

②今回調査で新たに追加した主な質問項目と理由は以下の通りです。

- 新規の取組に対する質問項目
 - ・幼児教育・保育の無償化を前提にした教育・保育事業の利用意向
- 地域共生社会を想定した質問項目
 - ・日ごろの近所の方とのつきあい方・近所や地域の人たちにしてもらいたいこと
- 地域からの孤立の状況に関する質問項目
 - ・出産した時の家事・育児を手伝ってくれる人
- 今後、重点的に取り組む必要がある施策等の把握に関する質問項目
 - ・子育て支援策の「満足度」「重要度」に関すること

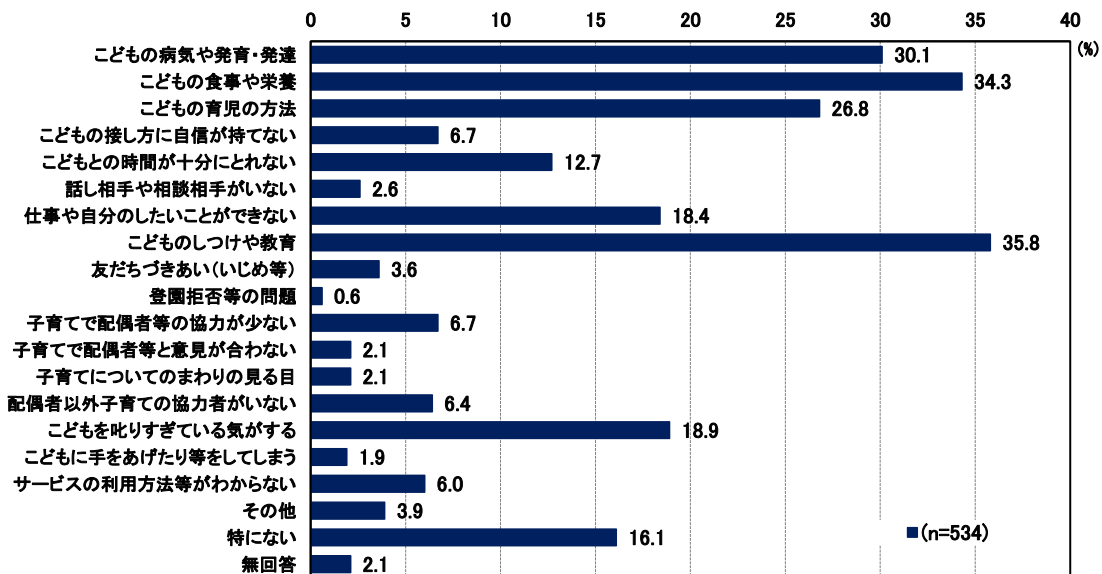
①子育てに関する悩みや気になること

子育てに関する悩みや気になることをみると、就学前では、しつけや教育、食事・栄養、病気等が多くなっていますが、小学生では、友だちづきあい、叱ること、進学・受験が多くなっており、子どもの成長に伴って悩みや気になることも違ってきています。

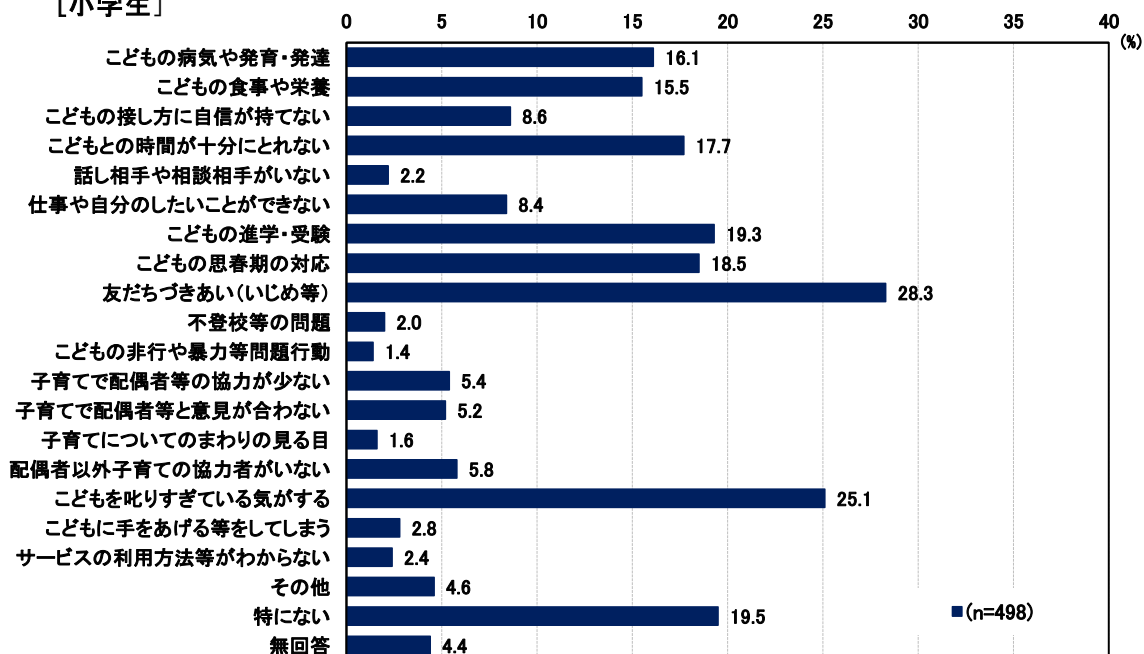
前回調査と比べると就学前、小学生とも、上位3位にあげられた3項目は同様です。

■ 子育てに関する悩みや気になること ■

0.0+[就学前]



[小学生]



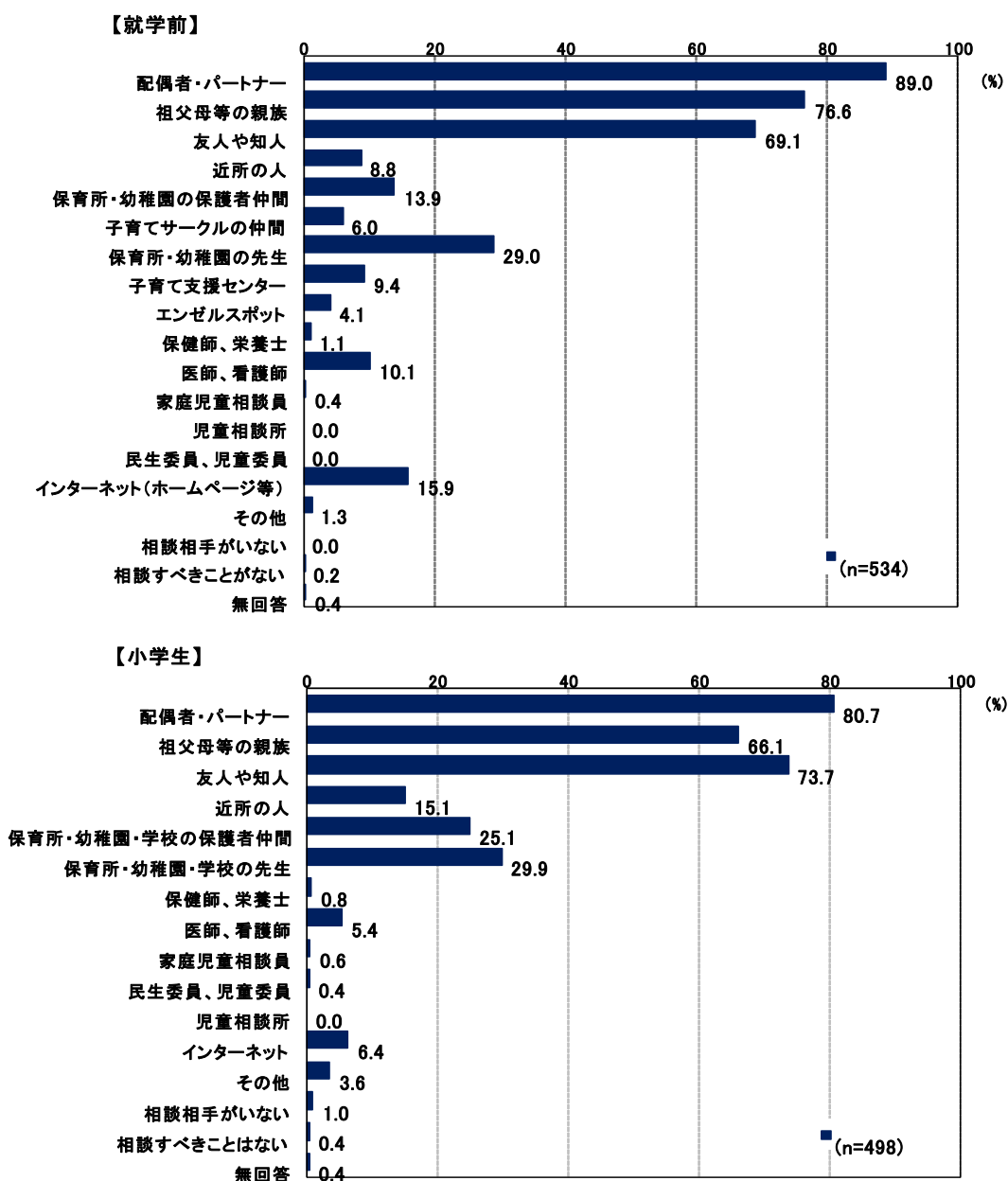
②悩みや不安についての相談場所・相談相手

悩みや不安についての相談場所・相談相手としては、「配偶者・パートナー」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が60%を超え、次いで「保育所・幼稚園・学校の先生」が30%弱となっている点は、就学前、小学生に共通しています。

その一方で、就学前では「インターネット」(15.9%)、小学生では「保育所・幼稚園・学校の保護者仲間」(25.1%)が多いなど、違いもみられます。

前回調査と比べると、就学前、小学生とも上位にあげられる相談場所、相談相手は、似たような傾向です。「インターネット」については、就学前では今回10%程度増えています。

■ 悩みや不安についての相談場所・相談相手 ■



③保護者の就労状況・フルタイムへの転換希望・現在就労していない人の就労意向

父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前では91.9%、小学生88.8%とともに高く、1日当たりの就労時間も9.93時間、平均的な帰宅時間も19時04分と日常的に育児に携わることが難しい就労状況にあるといえます。

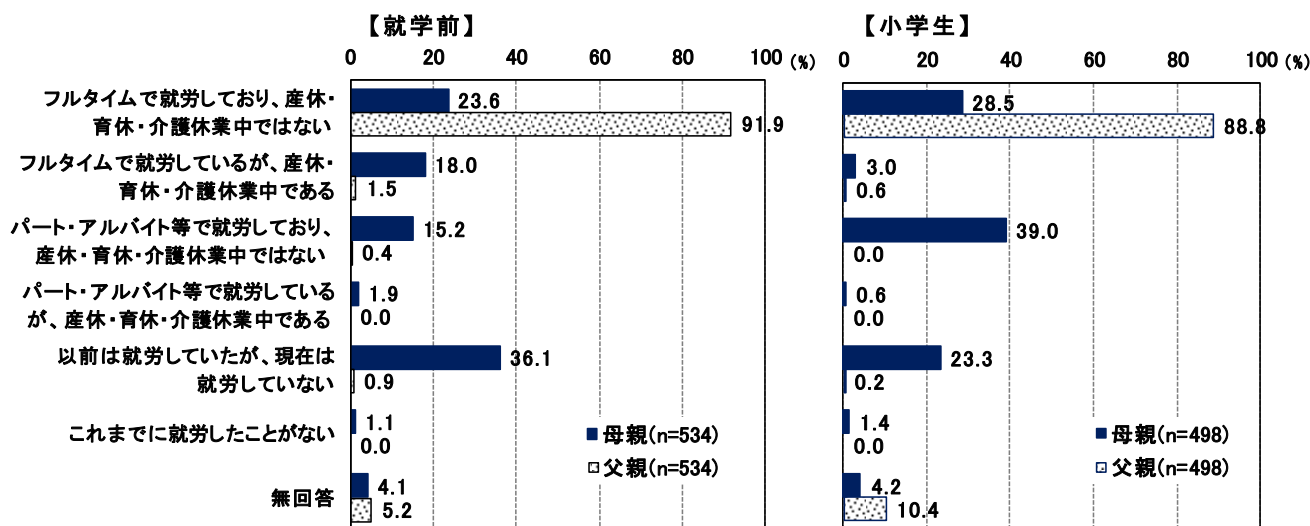
母親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、就学前では23.6%ですが、小学生になると28.5%に増加しています。就学前では、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が18.0%ですが、小学生になると3.0%に減少しています。

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、就学前では15.2%ですが、小学生になると39.0%に増加しています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前では36.1%ですが、小学生では23.3%に減少しています。

前回調査と比べると、就学前では、「フルタイム就業(産休・育休・介護休業中も含む)」が、前回28.2%から今回41.6%とかなり増加し、逆に「以前は就労していたが現在は就労していない」(前回50.1%、今回36.1%)は減少しています。小学生では前回、今回ともあまり差はみられません。

■ 就労状況 ■

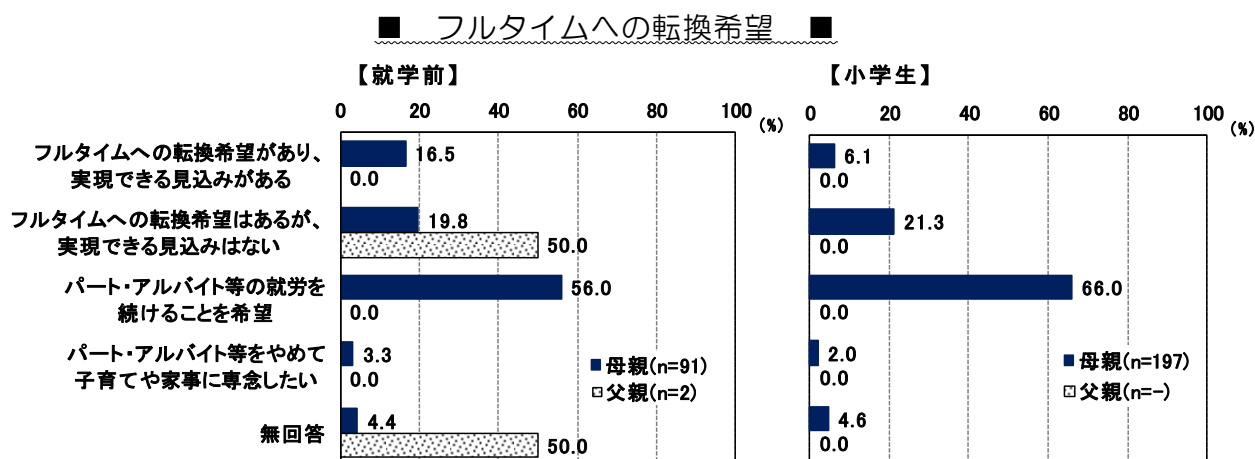


	1週当たり就労日数 (日/週)	1日当たり就労時間 (時間/日)	家を出る平均的な時間 (時分)	平均的な帰宅時間 (時分)
母親	4.85	7.30	7:47	17:44
父親	5.27	9.93	7:20	19:04

	1週当たり就労日数 (日/週)	1日当たり就労時間 (時間/日)	家を出る平均的な時間 (時分)	平均的な帰宅時間 (時分)
母親	4.60	6.47	8:10	16:49
父親	5.32	9.69	7:18	19:25

パート・アルバイトをしている母親について、パートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が、就学前で56.0%、小学生で66.0%と、半数以上は現状のパート・アルバイトを望んでいます。また、フルタイムへの転換希望のある人も少なくありませんが、確実に転換できる見込みのある人はそれほど多くありません。

前回調査と比べても、大きな差はありません。

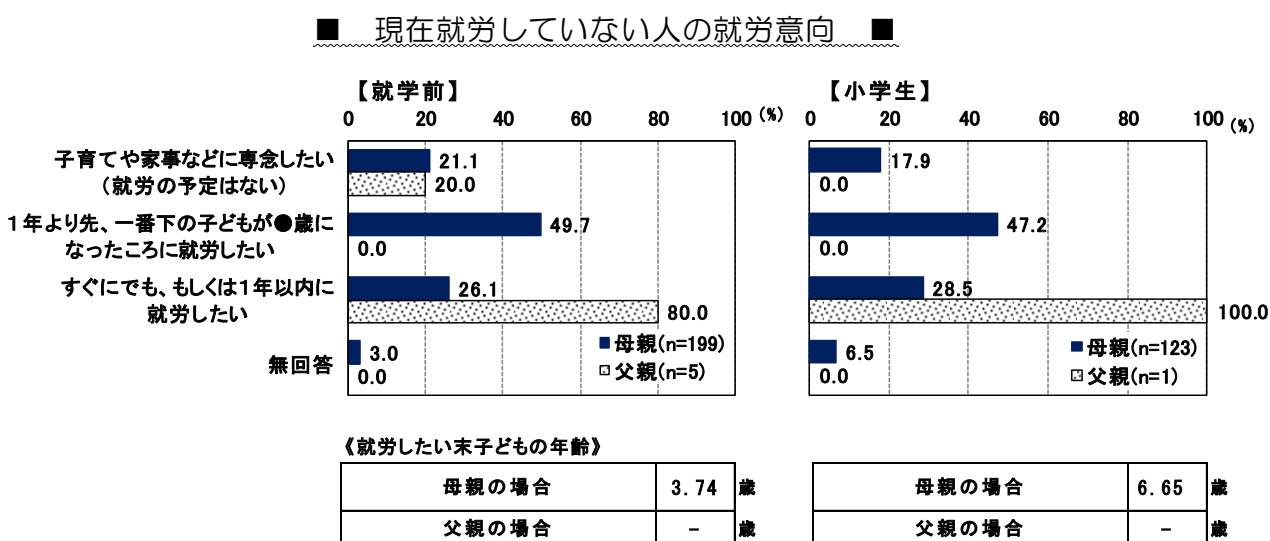


現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は、就学前で26.1%、小学生で28.5%となっており、就労への意欲の強さがうかがえます。

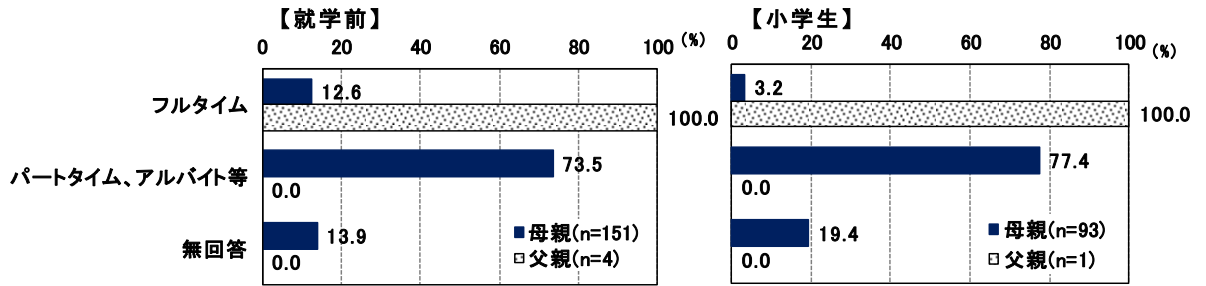
「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」は、就学前で49.7%、その年齢は3.74歳、小学生で47.2%、その年齢は6.65歳となっています。

また、母親の希望する就労形態をみると、「フルタイム」(就学前12.6%、小学生3.2%)は少なく、「パートタイム、アルバイト等」(就学前73.5%、小学生77.4%)が圧倒的に多くなっています。

前回調査と比べても大きな差はありません。



■ 希望する就労形態 ■



■ パート・アルバイト等の就労形態

母親	1週当たり就労日数	3.95	日
	1日当たり就労時間	5.02	時間
父親	1週当たり就労日数	-	日
	1日当たり就労時間	-	時間

■ パート・アルバイト等の就労形態

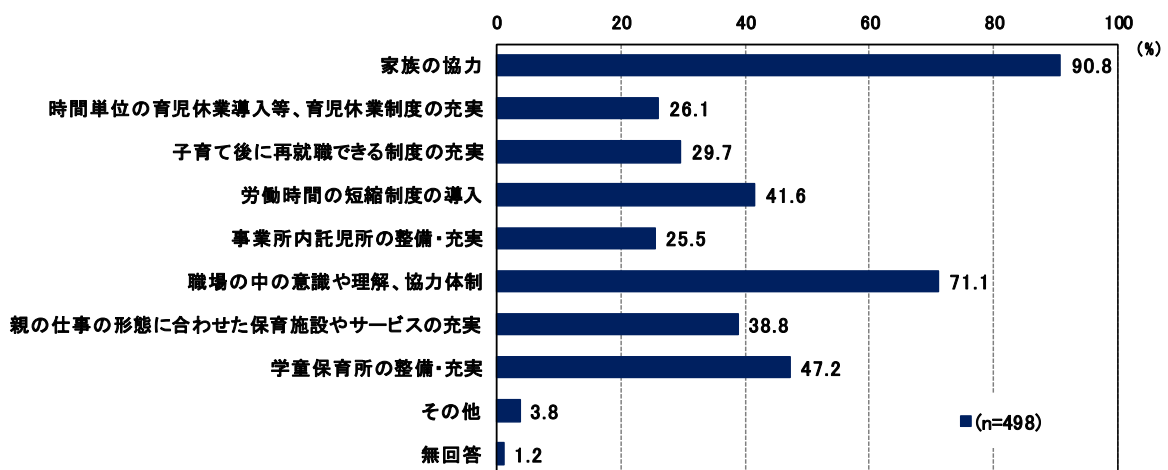
母親	1週当たり就労日数	3.64	日
	1日当たり就労時間	4.99	時間
父親	1週当たり就労日数	-	日
	1日当たり就労時間	-	時間

④ 仕事と子育てを両立させるために必要なこと（小学生）

小学生の保護者には、仕事と子育てを両立させるために必要なことを尋ねたところ、「家族の協力」（90.8%）と「職場の中の意識や理解、協力体制」（71.1%）の2つが圧倒的に多くなっています。

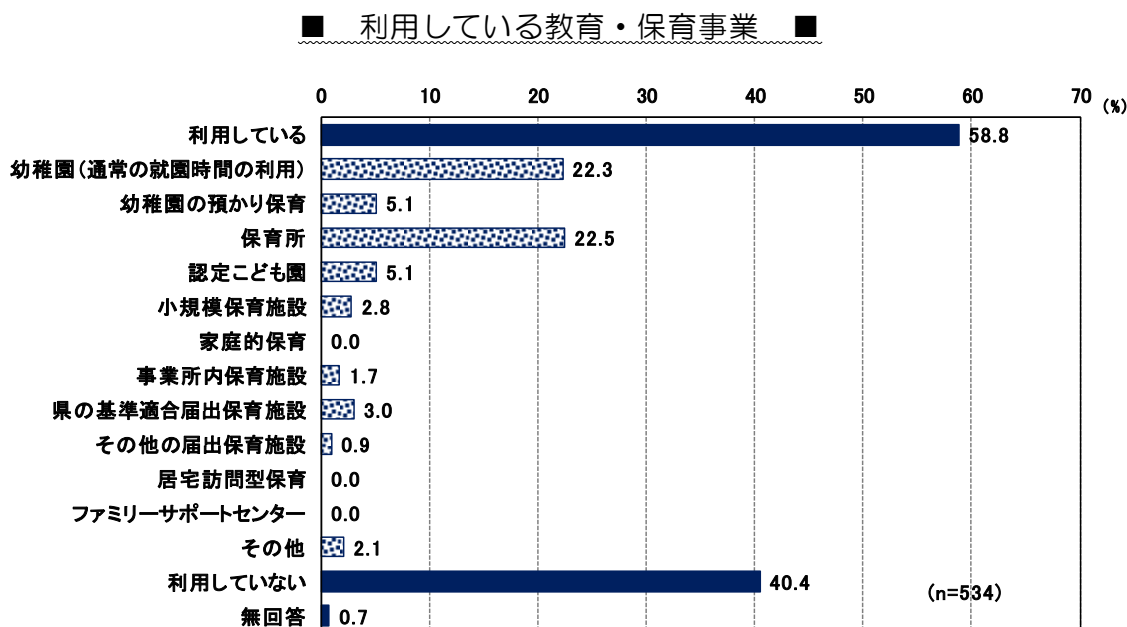
次いで「学童保育所の整備・充実」（47.2%）、「労働時間の短縮制度の導入」（41.6%）、「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」（38.8%）となっています。

■ 仕事と子育てを両立させるために必要なこと ■

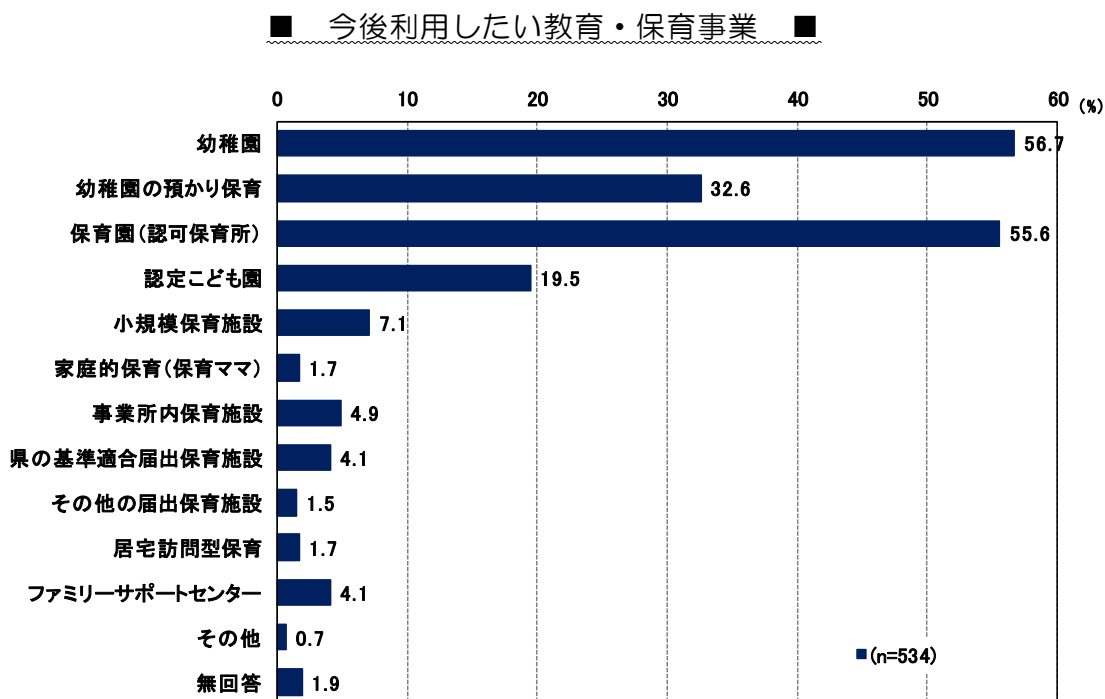


⑤ 定期的な教育・保育事業の現在の利用・今後の利用意向（就学前）

現在、幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育事業を利用しているのは、58.8%です。その内訳としては、「保育所」が 22.5%、「幼稚園」が 22.3%と、20%を超えています。次いで「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」が各 5.1%となっています。



今後、利用したい教育・保育事業としては、「幼稚園」(56.7%)と「保育園(認可保育所)」(55.6%)の2つが半数を超えています。次いで「幼稚園の預かり保育」(32.6%)、「認定こども園」(19.5%)となっています。

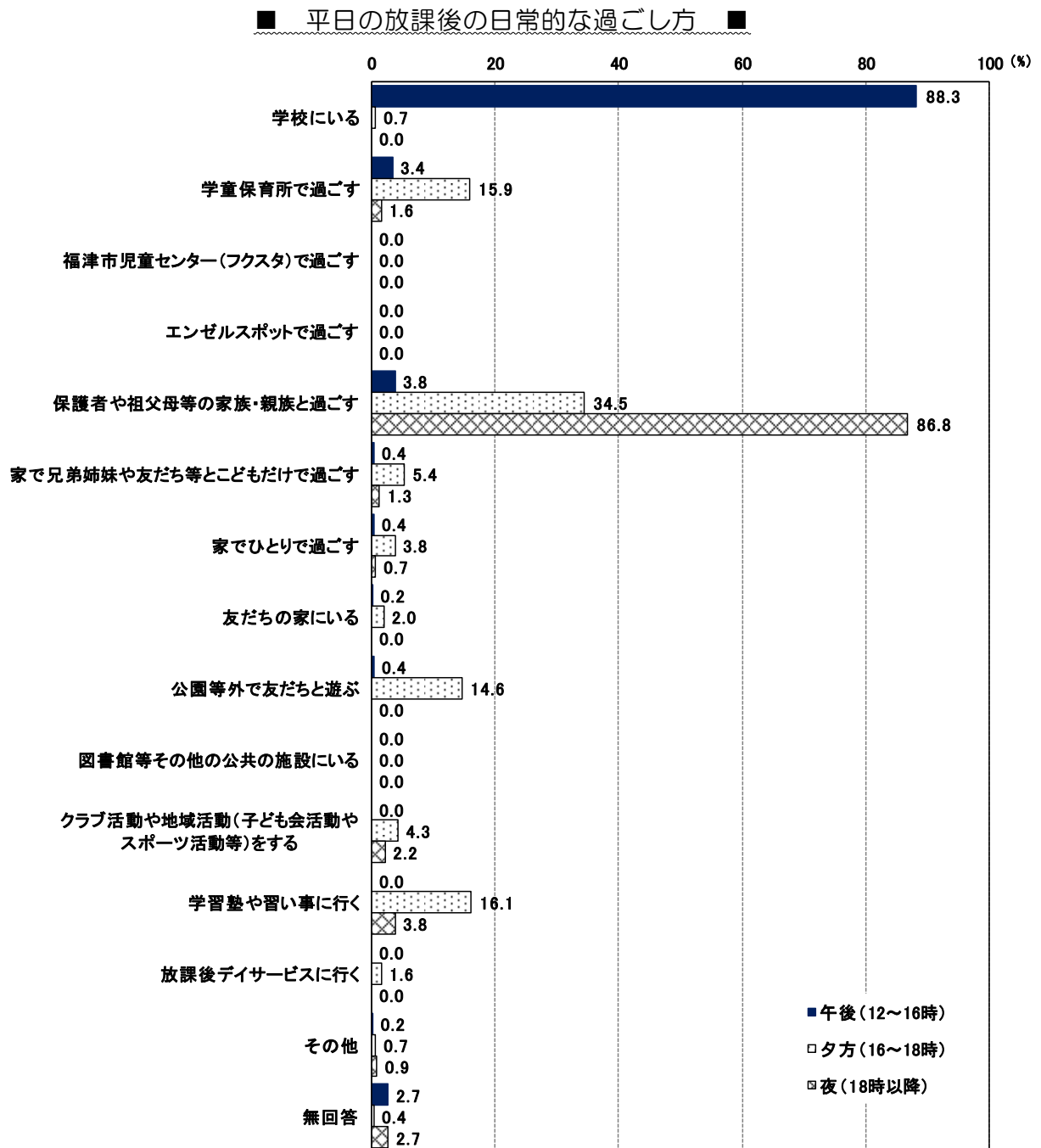


⑥小学生の平日の放課後の過ごし方（小学生）

平日の放課後の過ごし方としては、午後の時間帯では、「学校にいる」が88.3%と圧倒的に多くなっています。

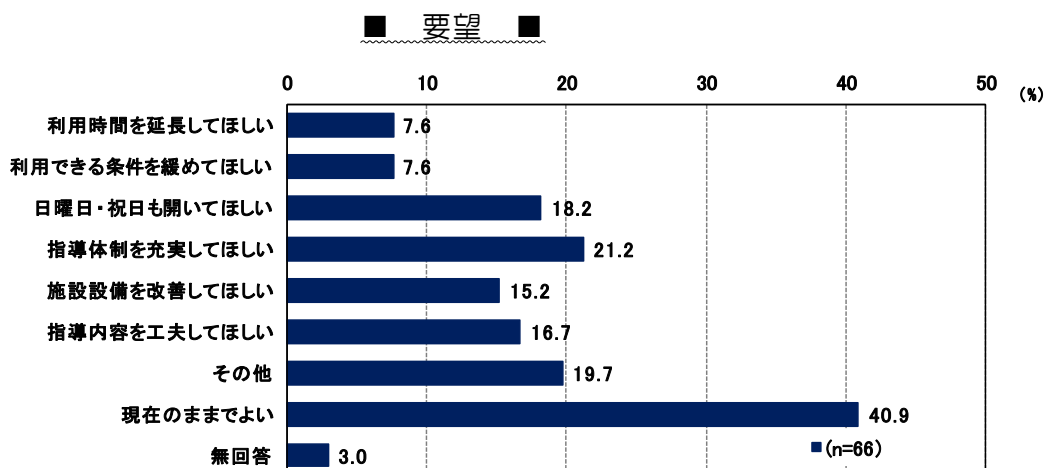
夕方時間帯になると、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」が34.5%と最も多くなっています。次いで「学習塾や習い事に行く」の16.1%となっています。

夜の時間帯になると、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」が86.8%と圧倒的に多くなっています。



⑦学童保育所利用者の要望（小学生）

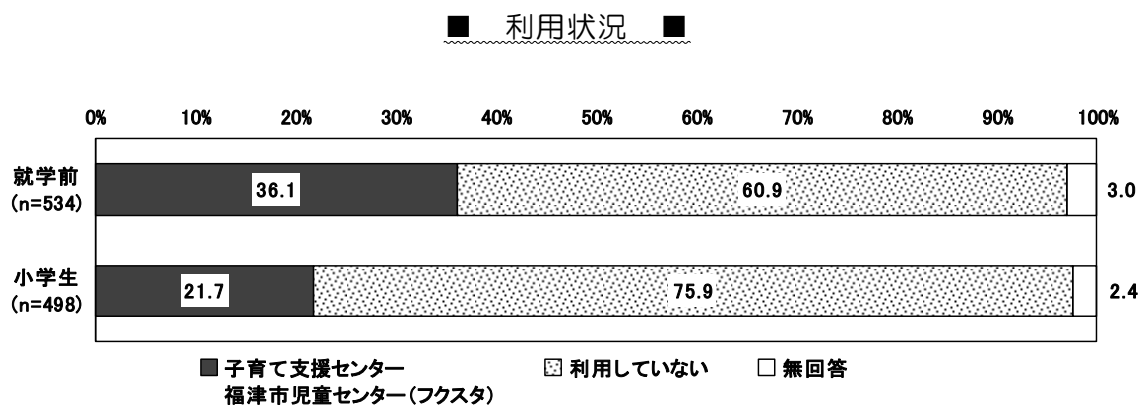
学童保育所への要望としては、「現在のままでよい」が40.9%と最も多くなっています。具体的な要望としては、「指導体制を充実してほしい」（21.2%）をトップに、「日曜日・祝日も開いてほしい」（18.2%）、「指導内容を工夫してほしい」（16.7%）、「施設設備を改善してほしい」（15.2%）と続いています。



⑧地域子ども・子育て支援事業の利用

地域子ども・子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、就学前の子育て支援センターについては、「利用している」は36.1%、1ヶ月当たり3.04回となっています。

小学生の福津市児童センターについては、「利用している」は21.7%、1ヶ月当たり1.28回となっています。



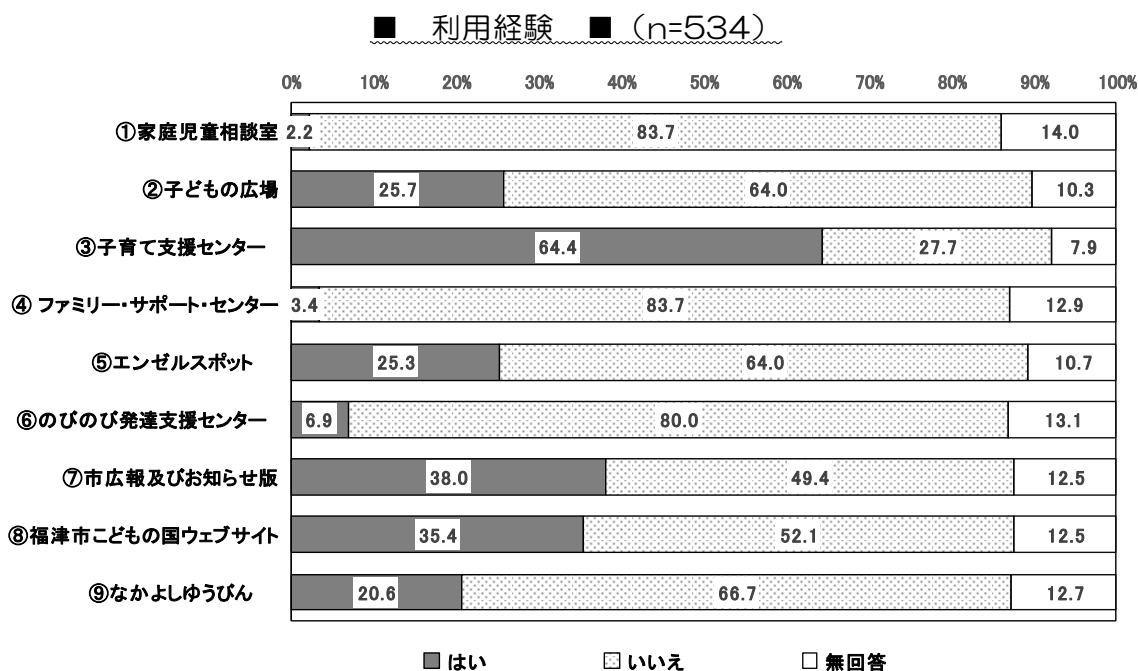
■ 1ヶ月当たりの利用回数

就学前	子育て支援センター	3.04	回/月
小学生	福津市児童センター(フクスタ)	1.28	回/月

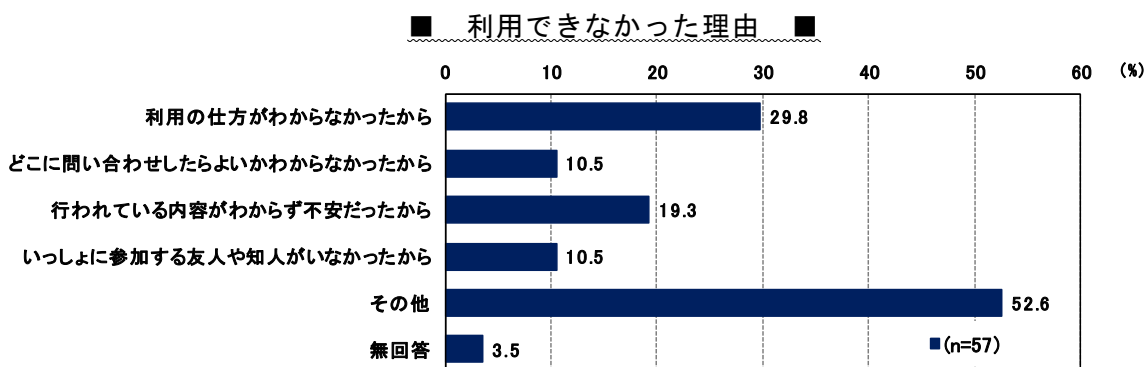
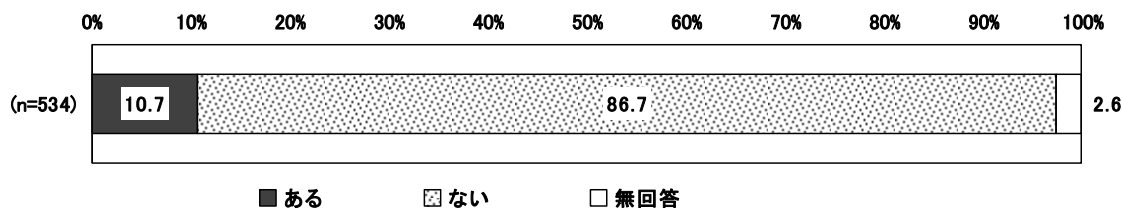
⑨各種子育て支援事業等の利用経験・利用意向（就学前）

「子育て支援センター」の利用が64.4%と圧倒的に多くなっています。逆に、「家庭児童相談室」、「ファミリー・サポート・センター」、「のびのび発達支援センター」の利用率は低くなっています。

前回調査と比べると「市広報及びお知らせ版」（前回47.1%、今回38.0%）は、見る人が減っています。

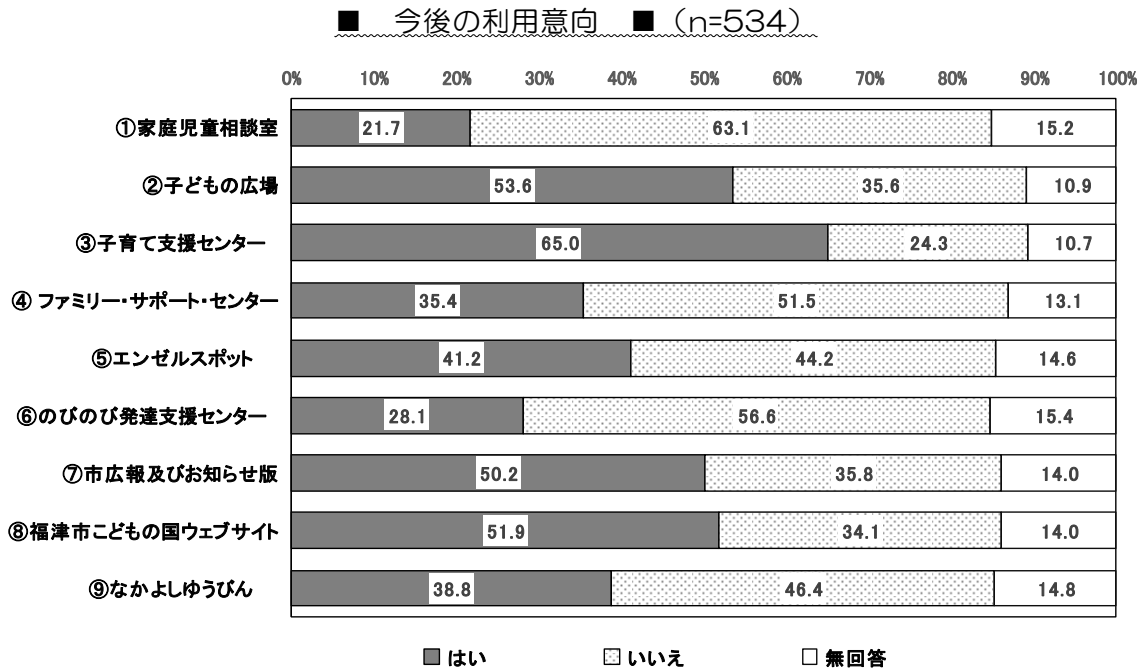


事業の利用を希望していたが、利用できなかったこと（「ある」）は、10.7%となっています。利用できなかった理由としては、「利用の仕方がわからなかったから」（29.8%）や「行われている内容がわからず不安だったから」（19.3%）などが多くなっています。



今後の利用意向としては、「子育て支援センター」(65.0%)や「子どもの広場」(53.6%)、「福津市こどもの国ウェブサイト」(51.9%)、「市広報及びお知らせ版」(50.2%)が半数を超えています。

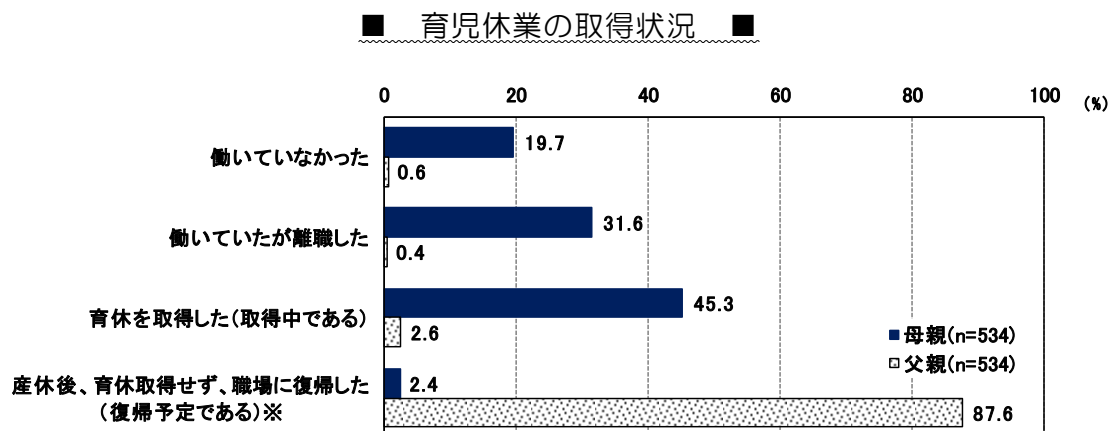
前回調査と比べると、「市広報及びお知らせ版」(前回 63.3%、今回 50.2%)は今回減少しています。



⑩育児休業の取得状況 (就学前)

子どもが生まれた時の母親又は父親の育児休業制度の利用経験をみると、母親では「取得した(取得中である)」が45.3%と最も多く、平均育休取得期間は14.45月となっています。次いで「働いていたが離職した」が31.6%、「働いていなかった」が19.7%となっています。

一方、父親では「育休を取得した人」が2.6%と低い状況となっています。



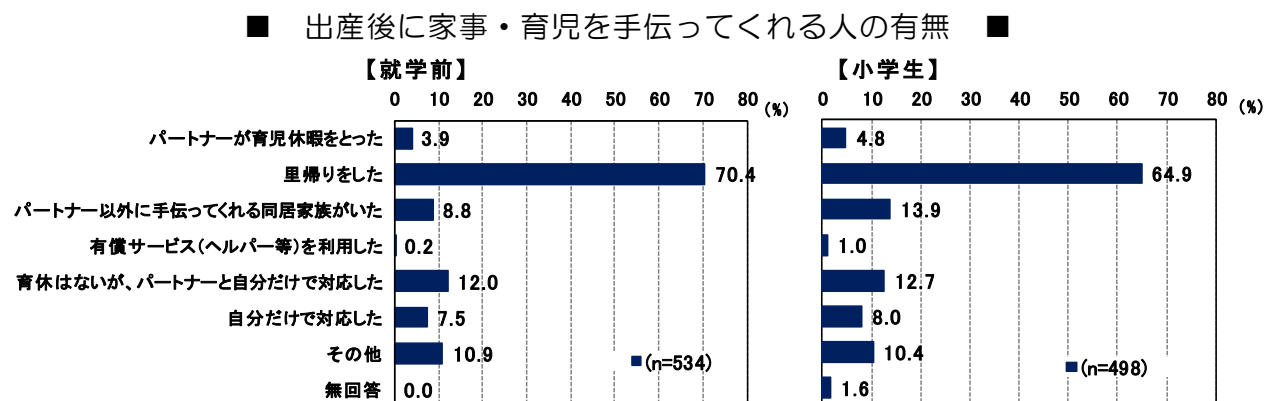
※父親の選択肢は「育休を取得しなかった(取得予定はない)」

【育休取得月数】

母親	14.45	月	父親	4.30	月
----	-------	---	----	------	---

⑪ 出産後に家事・育児を手伝ってくれる人の有無

出産後に家事・育児を手伝ってくれる人がいたかどうかをみると、就学前、小学生とも「里帰りをした」が圧倒的に多くなっています。



⑫ 子育てについてほしい情報

子育てに関しほしい情報としては、就学前では、「こどもの遊び場や施設について」が70.8%が特に多くなっていますが、発育・発達や病気のこと、保育所・幼稚園のこと、子連れで参加できるイベント等、知りたい情報の種類も多くなっています。

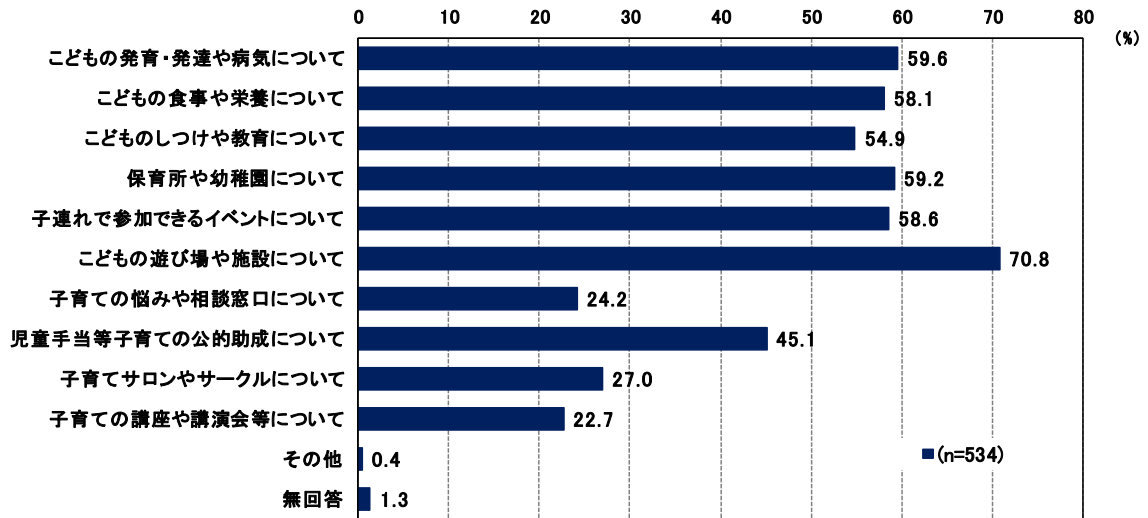
小学生のトップ3は、「こどもが参加できるイベントについて」(54.6%)、「こどもの遊び場や施設について」(53.8%)、「習い事や学習塾について」(47.0%)です。

上位にランクされた「ほしい情報」について前回と比較すると、就学前で今回ランクが上がったのは「こどもの発育・発達や病気について」(前回 36.7%、今回 59.6%)「保育所や幼稚園について」(前回 31.3%、今回 59.2%)、また、今回ランクが下がったものの、「こどもの教育やしつけについて」は(前回 55.6%、今回 54.9%)と多くなっています。

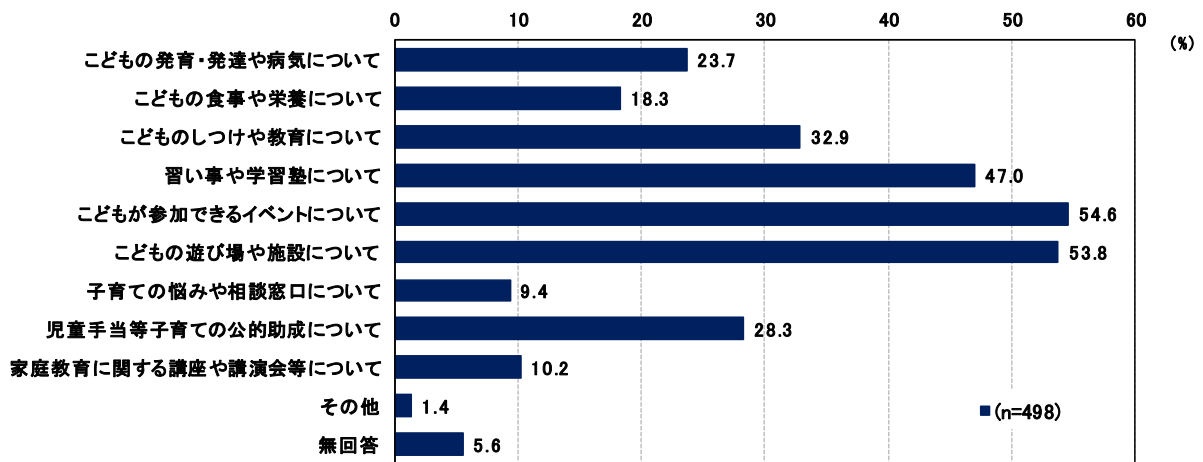
小学生では、今回ランクが上がったのは、「こどもが参加できるイベントについて」(前回 30.5%、今回 54.6%)、逆に今回ランクが下がったのは、「こどものしつけや教育について」(前回 42.8%、今回 32.9%)です。

■ 子育てについてほしい情報 ■

【就学前】



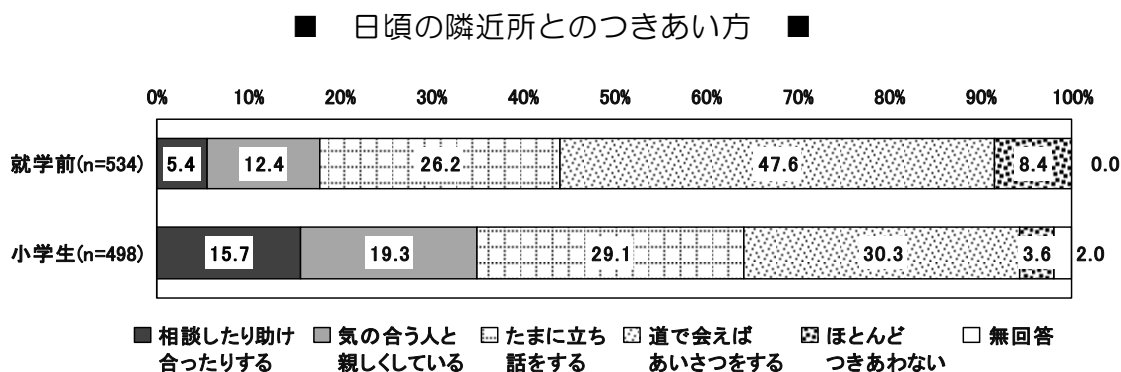
【小学生】



⑬ 日頃の隣近所とのつきあい方

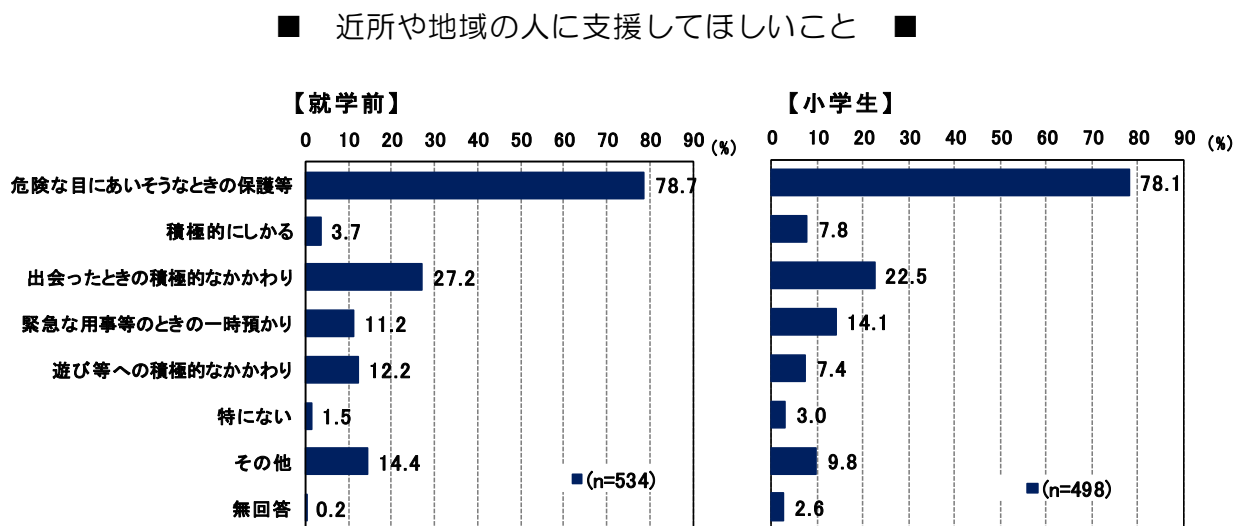
日頃の隣近所とのつきあい方をみると、「相談したり助け合ったりする」は小学生では15.7%ありますが、就学前では5.4%と、10.3ポイントも少なくなっています。同様に、「気の合う人と親しくしている」は小学生は19.3%ですが、就学前では12.4%し、6.9ポイント少なくなっています。

このように、小学生に比べて就学前の方が、隣近所とのつきあい方が希薄化しています。



⑭ 近所や地域の人に支援してほしいこと

近所や地域の人に支援してほしいことをみると、就学前、小学生とも「危険な目にあいそうなときの保護等」が圧倒的に多くなっています。次いで「出会ったときの積極的なかわり」となっています。



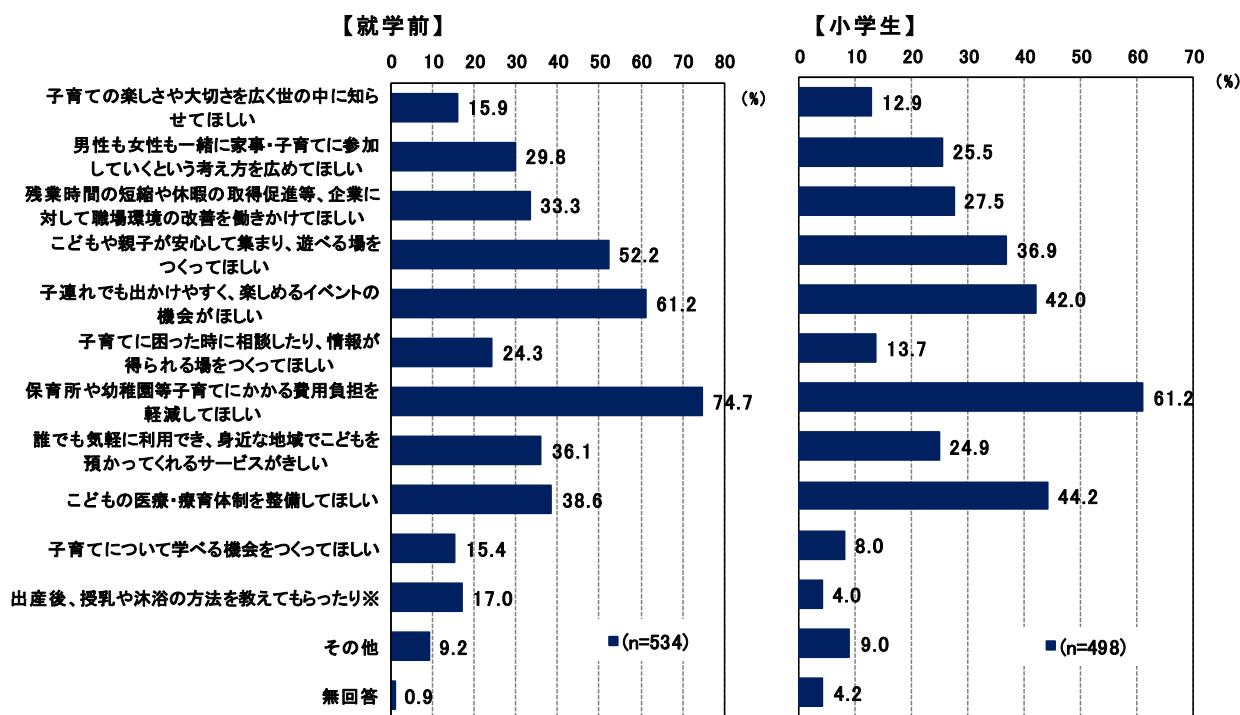
⑮ 充実してほしい子育て支援策

市に充実してほしい子育て支援策としては、就学前、小学生とも「保育所や幼稚園等子育てにかかる費用負担の軽減」が最も多くなっています。

2～4位は、就学前と小学生で順位は違うものの、同じ項目（「子連れで出かけやすく、楽しめるイベント」、「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所」、「こどもの医療・療育体制」）があげられています。

上位にランクされている支援策について、前回と比較すると、就業前、小学生とも、「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」（就学前：前回 42.6%、今回 33.3%）（小学生：前回 29.0%、今回 27.5%）は今回ランクを下げています。

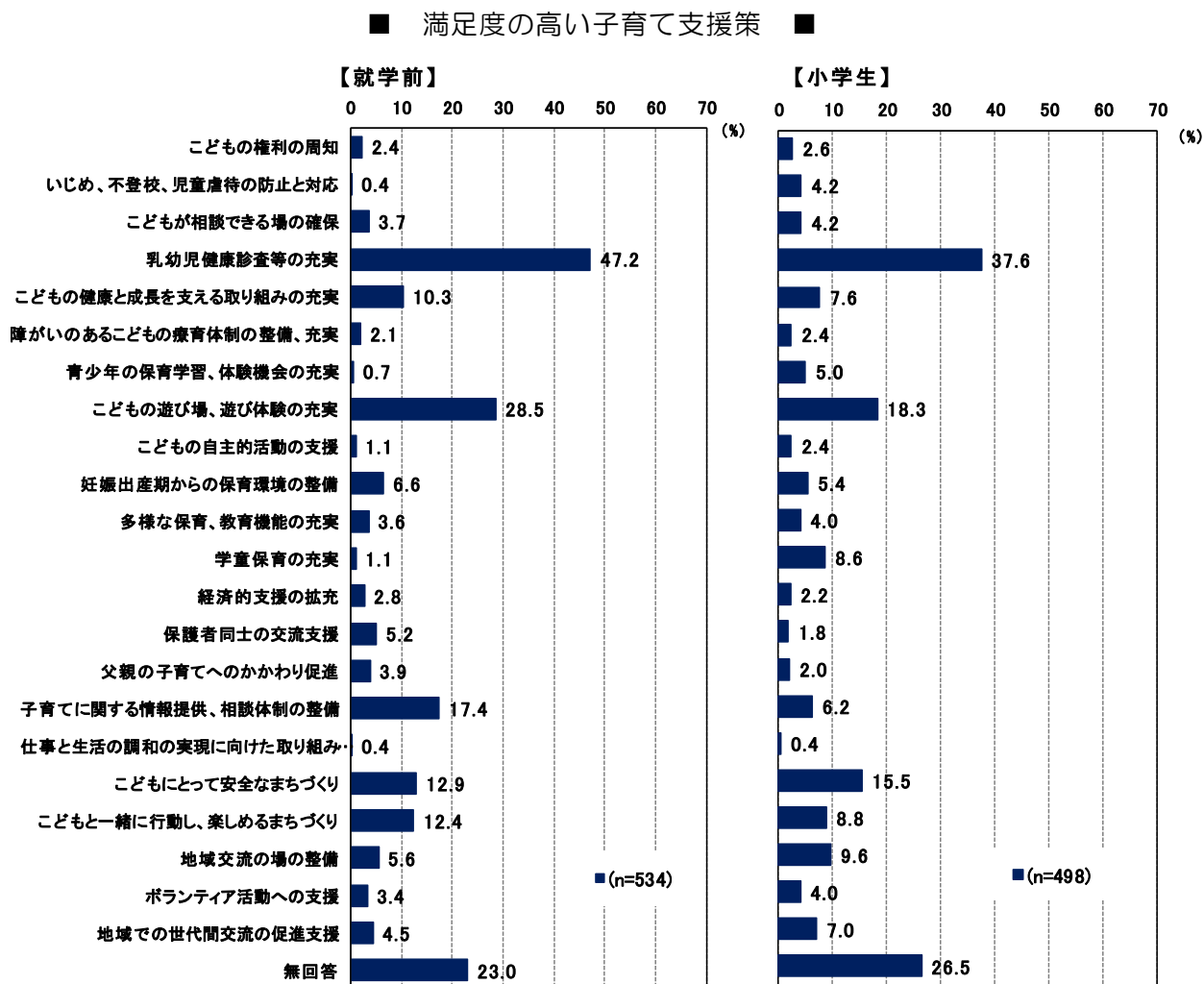
■ 充実してほしい子育て支援策 ■



※出産後、授乳や沐浴の方法を教えてもらったり、育児に関する相談やお母さんの体調管理等を受けるサービスがほしい

⑯満足度の高い子育て支援策

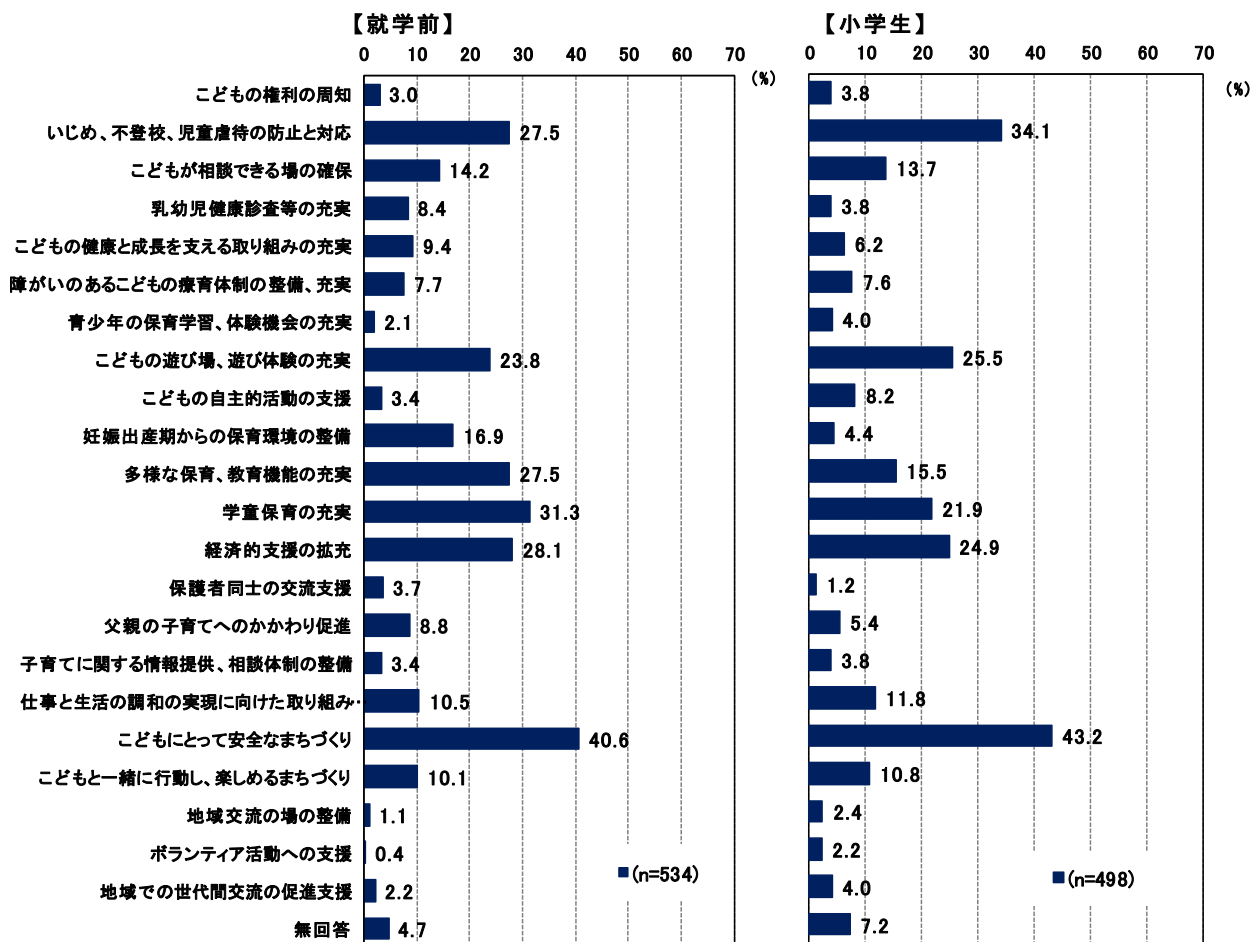
市の子育て支援策の中で、満足度の高いものとしては、就学前、小学生とも「乳幼児健康診査等の充実」が最も多くなっています。



⑰ 今後、重要度が高い子育て支援策

今後、重要度が高い子育て支援策としては、就学前、小学生とも「子どもにとって安全なまちづくり」が最も多くなっています。また、「学童保育の充実」、「いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応」、「経済的支援の拡充」なども上位にあげられている点は共通しています。

■ 今後、重要度が高い子育て支援策 ■



4 アンケート調査、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画

の主要課題

ここでは、アンケート調査結果、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題について、第1期計画実施計画体系に沿って整理しました。

基本目標1 こどもの持っている力を最大限に尊重しよう

(1) こどもの権利を守る

- こどもの人権を守るための法整備は進んできていますが、それらに対する市民の理解はまだ十分とは言えません。引き続き、市民の理解が促進するための働きかけが必要です。
- アンケート調査結果の「今後、重要度が高い子育て支援策」として「いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応」については、就学前、小学生とも上位に位置しており、保護者の関心の高さが示されています。いじめや虐待などの早期発見、不登校のこどもへの適切な対応のために、関係機関の情報交換及び連携強化とともに、こどもが気軽に相談できる体制の充実や周知が必要です。

(2) こどもの成長を見守る

- 幼児健診終了後(4~6歳)のこどもの成長発達や養育の状況について、実情の把握が十分にできていない状況です。予防的支援が必要なこどもの早期発見、就学後の支援に継続的に活用されるよう、関係機関(保育所、幼稚園等)と連携して、すべてのこどもたちの実情を把握し、情報を一元管理できる体制を構築する必要があります。
- アンケート調査結果で子育てに関する悩みや気になることとして「こどもの食事や栄養」が就学前(34.3%)、小学生(15.5%)となっており、保護者の関心の高さが示されています。子どもの健康と成長を支える取組として、引き続き年齢にあった食育を推進する必要があります。
- アンケート調査結果で子育てに関する悩みや気になることとして「こどもの医療・療育体制を整備してほしい」が就学前(38.6%)、小学生(44.2%)、「こどもの病気や発育・発達」が就学前(30.1%)、小学生(15.5%)となっており、保護者の関心の高さが示されています。また、のびのび発達支援センターや家庭児童相談室への相談件数が増加しています。特別な支援が必要なこどもや保護者に対して、必要な時期に必要な支援を強化することが必要です。

(3) こどもの活動を支える

- アンケート調査結果で充実してほしい子育て支援策として、「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」が就学前(61.2%)、小学生(42.0%)「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場をつくってほしい」が就学前(52.2%)、小学生(36.9%)と前回調査と比較して 10 ポイント以上高くなっており、こどもの遊び場、遊び体験の充実が求められています。公共施設等活用のための協議を引き続き実施するとともに、子育てに関する情報を一元的に提供できる体制の整備が必要です。
- 共働き世帯の増加に加え、子育て世帯の転入に伴い保育需要が急増しています。待機児童対策を進め、2021 年度には解消を見込んでいますが、現段階では解消には至っていません。今後の人口動態を注視しながら、計画的な教育・保育施設の整備、改修が必要です。また、保育の現場では人材確保が深刻な問題になっており、継続的な保育士確保の方策が必要です。

基本目標 2 家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう

(1) 多様な保育等支援事業を充実する

- アンケート調査結果で出産後に家事・育児を手伝ってくれる人の有無について、「育児ではないが、パートナーと自分だけで対応した」「自分だけで対応した」を合わせて就学前(17.5%)、小学生(20.7%)となっており、核家族化に伴い子育て家庭が孤立化している状況がみられます。また、「出産後、授乳や沐浴の方法を教えてもらったり、育児に関する相談やお母さんの体調管理等を受けるサービスがほしい」が就学前(17.0%)、小学生(4.0%)となっており、孤立化とともに子育てに不安がある家庭も多くみられ、妊娠出産期からの総合的な相談体制の充実と必要なサービスが利用できるよう情報提供が必要です。
- アンケート調査結果でいずれかの教育・保育事業を利用している人は 58.8%であり、前回調査(56.9%)からあまり変化が見られません。その中で、幼稚園は 22.3%となっており、保育所の 22.5%の利用と変わらない数値になっています。また、今後の利用意向では、幼稚園が 56.7%と保育所の 55.6%を上回り高い利用意向となっています。
- アンケート調査結果で就学前の母親の育児休業の取得状況は 45.3%と前回調査 30.0%と比較し 15 ポイント以上も高くなっています。育児休業中の家庭への支援充実を図ることが必要です。
- アンケート調査結果では、ファミリー・サポート・センター事業は就学前で 48.3%と半数近い認知率ですが、多様な保育の要望に対し、まかせて会員が対応できないケースもあり、利用経験は 3.4%と目立って低い状況です。利用意向も 35.4%あることから、利用を促進するために利用方法等の検討が必要です。

- 人口増に伴い、児童も急増している状況があるため、学童保育所において待機児童が発生しないよう、今後の人口動態への注視が必要です。また、老朽化している施設もあり計画的な老朽化対策が必要です。

(2) 子育て家庭を支援する

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児（幼稚園は満3歳から）の保育料が無償化され、保護者の負担軽減が図られました。しかし、3歳未満児は、市民税非課税世帯を除き、無償化の対象外となっているため、引き続き保育料の負担軽減措置が必要です。
- 男性の育児参加は進んでいますが、アンケート調査では、「子育て（教育を含む）を主にしている人」で、主に母親との回答が就学前 37.1%、小学生 41.4%に比べ、主に父親との回答が就学前で0.0%、小学生 1.0%とかなり低い割合となっており、大きな課題であるといえます。また、就学前の父親の育児休業の取得状況は 2.6%と前回調査 2.4%と変わらない状況です。男女共同参画への市民の理解を深めるための取組が必要です。
- アンケート調査結果で充実してほしい子育て支援策として「子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場をつくってほしい」が就学前(24.3%)、小学生(13.7%)となっています。家族形態や保護者の就労、疾病など多様な課題を抱える家庭が増えており、相談窓口の明確化と気軽に相談できる環境整備とともに、窓口が把握した情報や提供されているサービスの共有化を図り、一元管理することで継続的に支援できる体制づくりが必要です。
- アンケート調査結果では、「現在就労していない人の就労意向」としては「1年より先、一番下のこどもが一定の年齢になったころに就職したい」が就学前 49.7%、小学生は 47.2%と高くなっています。仕事をしたいと希望する女性の社会復帰が円滑に進むよう、多様な保育体制の整備による育児との両立支援を図る必要があります。

(3) 家庭の子育て力を高める

- アンケート調査結果では、「子育てについて学べる機会をつくってほしい」が就学前(15.4%)、小学生(8.0%)となっています。また、子育ての孤立化やインターネットの情報に振り回されて不安が増大する懸念のある中、インターネットによって悩みや不安を解消しようとする就学前の保護者が 15.9%と前回の 6.0%よりも増えてきています。誰もが必要な情報を入手できるように、気軽に相談できる体制や子育てに関する情報を一元的に提供できる体制の整備が必要です。

基本目標3 こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう

(1) こどもが生活する地域環境を整備する

- アンケート調査結果で「今後、重要度が高い子育て支援策」として「こどもにとって安全なまちづくり」が就学前(40.6%)、小学生(43.2%)ともに第1位となっており、安全への関心度の高さが目立っています。また、「近所や地域の人に支援してほしいこと」として「危険な目にあいそうなときの保護等」が就学前(78.7%)、小学生(78.1%)ともに第1位となっており、地域での見守りへの期待は大きくなっています。しかし、近隣住民同士のつながりの希薄化が進んでおり、こどもの安全安心のために、社会全体でこどもや子育て世帯を見守り、支えるという意識の醸成が必要です。
- 転入者の増加により、身近に相談相手がいない子育て世代が増加しており、地域の中に、子育て世代が安心して集まり、交流できる場が広がっていくような取組が必要です。

(2) 地域の子育て力を高める

- 市内には、郷づくり推進協議会をはじめ、福祉、子育て支援や青少年育成等の様々な分野で活動されている多くの団体があります。保護者が安心して子育てし、親子がともに地域で育まれる環境を支えていくために、こどもの活動支援や子育て支援における経験を蓄積して継承できるよう計画的な人材育成を継続的に進めることが必要です。
- こどもが地域への愛着を感じるふるさととなるよう、地域行事や伝統芸能などを通して、世代間交流や豊かな体験活動ができるよう、地域の取組を進めていくことが必要です。

第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本構想

1 子ども・子育て支援事業計画のねらい

(1) 基本理念

子ども・子育て支援法では、一人一人のこどもが健やかに成長することを目的として「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指すことを基本的考え方としています。

第2期計画においては、第1期計画を継承し「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」を基本理念とし、福津市のこどもたちが「自分たちが育ったまちを大好き」と思える環境づくりを目指し、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

こどもの視点に立ち、こども自身の活動の支援、保護者が子育てについて学ぶ機会や安心して相談できる体制づくり、子育てと仕事、社会参画の両立を支援する体制の整備、こどもの健やかな育ちを見守る地域づくり等、地域全体で連携し、共働しながら、子ども・子育て支援事業計画を総合的に展開するための取組を定めます。

【基本理念】

こどもの笑顔があふれ、
心豊かに育ちあうまち 福津

(2) 第2期福津市子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての基本的視点

計画策定にあたっては第1期計画と同じく、以下の3つの基本的視点を設定します。

視点1 こどもの視点

○子ども・子育て支援法では「一人一人のこどもが健やかに成長することのできる社会の実現」を目的としています。第2期計画の推進にあたっては、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考え方として、こどもの視点に立ち、こどもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、こどもの健全育成のための環境を整えていきます。

視点2 すべての子どもと家庭を支える視点

○家庭は、子どもの心のよりどころであり、育ちの出発点です。親にとって、子どもの成長は喜びですが、子育てには多大な努力も求められます。それぞれの家庭と保護者が、安心できる環境で、親として成長していけるよう、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組を進めていきます。

視点3 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

○子どもは、「社会の希望」です。子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、親族、地域社会、学校、そして、企業等社会のあらゆる分野の構成員が子どもと子育て支援について理解を深め、各々が共働してそれぞれの役割を果たすことが重要となっています。保護者が子どもを育てることについて、社会全体で関わる意識を醸成し、子どもや子育て家庭を支えていく制度の整備を進めます。

これら3つの視点は次世代育成支援にとっては普遍的な視点であり、第2期計画においては、働き方の多様化とそれに関連する教育・保育ニーズの多様化等子どもを取り巻く環境が変化する中、改めて、子どもは未来を担う大切な宝であるとともに、貴重な人材であり、地域全体で支えていくという考え方を踏まえ、3つの視点を踏襲していきます。

2 基本目標

基本理念を具体化するため、3つの基本的視点を踏まえ、「こども」「家庭」「地域」の3つの施策分野を設定します。その上で、次に掲げる3つの基本目標の下に、総合的な施策を展開します。

基本目標1 こどもの持っている力を最大限に尊重しよう

- こどもたちは、一人一人が生まれながらにして自ら育つ力を持っています。こどもがこの力を十分に発揮できるように、こどもの最善の利益を守ることが重要です。
- 不登校やいじめへの適切な対応、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのあるこどもと家庭への支援の充実等、社会的養護を必要とするこどもや家庭への支援体制の強化を図ります。
- 異世代交流や体験活動を重ねて、こどもの個性にあった力を伸ばし、生きる力を育成する教育環境の整備を図ります。
- 未来を担う一員として、こどもの健康と福祉が守られ、健全に生まれ、こどもの笑顔があふれるまちづくりを目指します。

基本目標2 家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう

- 子育ての第一義的責任はそれぞれの家庭にありますが、子育ての当事者である保護者が安心して子育てができる環境を整えることが重要です。
- 妊娠・出産期から子育て期において、安心して子育てできるように、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、子育てに関する相談・情報の提供、こどもの健やかな成長のための健康支援、保護者の交流支援等の充実を図るため、「子育て世代包括支援センター」を核として切れ目のない子育て支援を推進します。
- 子育て家庭や乳幼児期のこどもへの経済的支援、質の高い教育事業、保育事業を安定的かつ総合的に提供します。
- こどもを育てることが、家族の愛情や絆を深め、親自身の新たな人間形成につながり、生きがいとなるよう啓発を推進します。
- 男女がともに子育てに関われるよう男女共同参画社会の形成を進めるとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて事業主や地域全体に啓発を進めて、こどもの成長段階に応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを推進します。
- 多様な家族形態やライフスタイルの変化に対応した子育て支援、親の幸せ、こどもの幸せを感じることができる環境づくりを目指します。

基本目標3 こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう

- こどもの自己形成と社会性は、周囲との様々な交流の中で生まれます。こどもが心豊かに育ち、こどもをもつ家族が楽しく安心して子育てができるよう、地域全体で支えることが重要です。
- 公共施設や道路等の整備におけるユニバーサルデザイン化、福津市固有の自然環境や歴史伝統の保全、こどもを危険や犯罪から守る地域体制の整備等、こどもが心豊かに育ち、こどもをもつ家族が楽しく安心して子育てができるよう、地域全体で安全・安心のまちづくりを進めます。
- 住民が主体的にこどもの育ちを支えるよう地域における子育て支援のネットワークを充実し、社会資源としての人材を育成していきます。
- こどもと地域との交流を推進し、こどもと子育てを地域全体で見守り育てるという意識を醸成することで、こどもと子育てにやさしいまち、心豊かに育ちあうまちづくりを目指します。

3 計画の推進に向けて

(1) 全庁的な推進体制づくり

福津市の未来を担う子どもたちのために、第2期計画の基本理念「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」の実現は、市が目指すべき目標です。そこで、こども課を中心に、関係部局の有機的なつながりを深めてこどもに係る施策を横断的に実施していくための関係各課で構成する「こどもの国推進委員会」を有効に活用します。庁内においては、第2期計画の理念や施策に対する理解を浸透させ、全庁的な連携の下に各種施策、事業の着実な推進を図ります。また、この委員会において、第2期計画における各事業の進捗状況について確認と評価を行います。

(2) 計画の点検と評価

第2期計画の推進には、こども自らの主体的な参画、現在子育て中の市民はもとより、様々な市民の参画が不可欠です。また、ホームページや広報紙へ掲載する等あらゆる機会をとらえて周知を行い、市民の理解を深めていきます。同時に、計画の各施策や事業は、家庭、学校、地域、企業や関係団体等、市民との共働により推進を図ります。

また、毎年、第2期計画の各施策・事業について進捗状況を把握し、「こどもの国推進協議会」において点検・評価を行います。

(3) 市民との連携による総合的な取組の推進

児童センター「フクスタ」では、市民が安心してこどもを生き育て、また、こども自身の可能性を十分に伸ばせる社会基盤の整備を推進する中核的な拠点として、こどもと子育てに関する事業の効果的・効率的な展開を図ります。

子育てやこどもに関する各種事業を広く市内全体で展開していくためには、市内の各地域で行われている市民の自主的な活動を支援していく視点も不可欠であり、「フクスタ」では、それらを結ぶ拠点として市民との連携と共働によるまちづくりを進めます。

4 重点的な取組

第2期計画においては多様な事業を総合的に展開しますが、第2期計画を推進するにあたっては、こどもの国推進協議会での議論も踏まえて、基本目標ごとに次のような施策の方向を特に重点的に取組、着実に推進していきます。

1 こどもの持っている力を最大限に尊重しよう

◆人権意識を高め、連携・相談体制を充実させる

いじめやデートDV、児童虐待等こどもが被害者となる暴力はこどもが安心して生きる権利を脅かす人権の問題です。こどもを含むすべての人に、人権意識を高め、理解を深めるような機会の充実や、いじめや児童虐待の事案に対して、適切に対応できる体制の充実を図ります。また不登校については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや教育支援センター「ひだまり」、家庭児童相談室との連携や「児童センターフクスタ」の活用等により、こどもたちが自分たちの力を取り戻せるための取組を充実していきます。

◆妊娠届から就学前までのこどもの実情を把握し、一元管理できる体制を構築する

本市においては乳幼児健康診査の実施により、3歳までのこどもについては健康状態等の実情の把握に努めてきました。しかし、乳幼児健診終了後のこどもの実情について十分に把握できていない状況です。予防的支援が必要なこどもの早期発見、就学後の支援に継続的に活用されるよう、関係機関（保育所、幼稚園等）からの情報収集等を基に、子育て世代包括支援センターを核として、すべてのこどもたちの実情を把握し、情報を一元管理できる体制の構築に努めます。

◆発達支援が必要なこどもへ、適時・適切に対応する

本市においては学習障害や注意欠陥多動性障害等発達に障がいの疑いがある児童に対して、のびのび発達支援センターを中心に早期発見や発達支援に努めてきました。発達障害の早期発見に伴い、対応が必要なケースが増加する傾向にあります。今後も、こどもの状況や生育環境に応じてより個別に対応ができるよう、のびのび発達支援センターを中心に関係機関の連携のもと、支援が必要な時期に必要な支援ができる体制の構築に努めます。

◆こどもの自主的な活動を支援する

児童センター「フクスタ」では、「フクスタ倶楽部」によりこどもたち自身が企画と運営に参画しています。また、学習や音楽等に多くのこどもたちが多様な活動を行っています。市内の各地域においても、こどもの居場所づくりとして、同様な活動が広がっていくことを目指し、NPO等との共働によりフクスタを拠点として方策を講じていきます。

2 家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう

◆多様な教育・保育、学童保育事業を充実させる

家族の形態や、保護者の就労、疾病の状況等に対応した保育サービスを提供していく必要があります。実効性の高い子育て支援を目指していくためには、家庭の状況、障がいの有無等個別の実情に合わせて、教育・保育事業及び学童保育事業については、更なる質の向上を図り、より一層充実していきます。また、サービスと利用者を結ぶコーディネート機能（コンシェルジュ機能）についても充実を図ります。

◆妊娠出産期からの子育て支援を強化する

若い世代の転入によって、子育て世代が増加している中、核家族化や地域とのつながりの希薄化は、妊産婦をはじめ母親の孤立感や負担感を高めています。「子育て世代包括支援センター」を核として、関係機関や地域の子育て支援団体等との連携の充実を図り、妊娠期から就学前まで切れ目のない安定的な子育て支援を強化し、安心して子育てができる環境を築いていきます。

◆子育て世帯への経済的支援を充実させる

ひとり親家庭の増加、子育ての経済的負担やこどもの貧困率の上昇など、こどものいる家庭への経済的支援は重要性が高まっています。必要な家庭への支援につながるよう経済的支援を充実していきます。

◆男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの意識を高める

母親の子育てによる負担感や孤立感を軽減するためには、子育てに父親もより一層関わる必要があります。男女がともに子育てに関われるよう、市民、事業主に男女共同参画の意識を高める啓発活動を充実するとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスが実現できるよう働きかけていきます。

3 こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう

◆こどもを守るまちづくりを進める

保護者が安心して子育てができるためには、子育て家庭を見守り支える地域の子育て力が欠かせません。福津市ではNPOの活動や郷づくり推進事業等においてアンビシャス広場等のこどもの居場所づくりやこどもを事故や犯罪から守る安全なまちづくりを進めています。こどもが地域社会で見守られているという安心感を高め、保護者の子育ての不安感を解消するために、地域での取組が充実されるよう環境整備を進めます。

◆地域で子育てを支える取組を進める

こどもや保護者が地域の人々と世代を超えて交流する機会をもつことで、地域でこどもを見守るという意識が高まると考えられます。これまで、市内には郷づくり推進協議会をはじめ、子育てサークルや子育てボランティア等の団体も数多くあり、今後もこれらの活動を促進し、地域にとってこどもが希望となり、こどもにとって地域が愛着を感じる故郷となるよう、地域全体でこどもと子育てを支える取組を進めます。

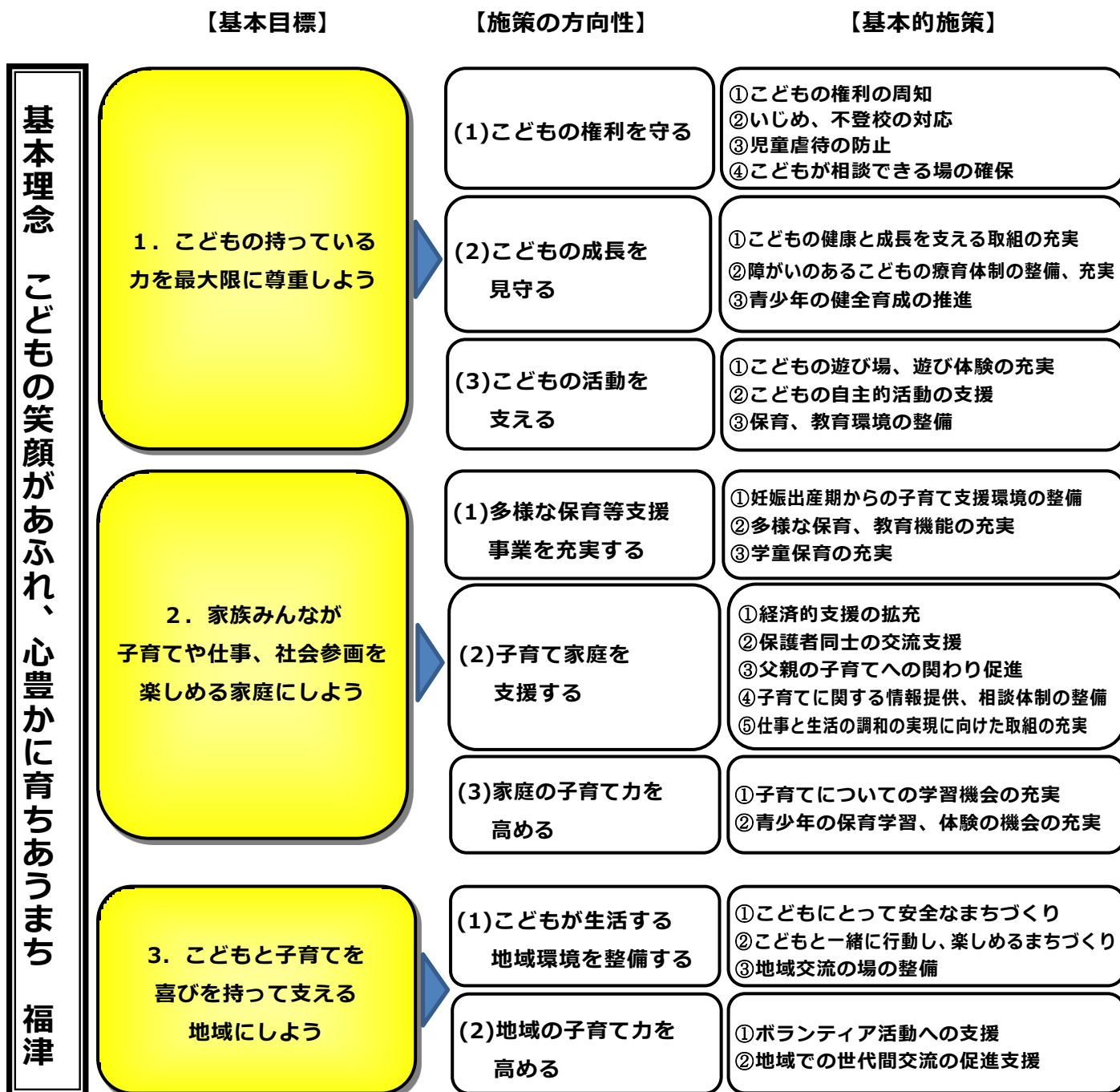
◆地域と学校の連携を強化する

地域住民や保護者が学校運営に参画できる仕組みであるコミュニティ・スクール推進事業を小・中学校で実施しています。コミュニティ・スクールにおいて学校・家庭・地域がこどもを囲んでつながり、こどもにとっては学力のみならず社会人としての基礎力が育つ教育環境となっています。「郷育カレッジ」「郷づくり」という地域連帯の仕組みとともに、学校運営協議会と地域学校協働本部との両輪により、「コミュニティ・スクール」の運営を行います。さらに、地域と学校を繋ぐ役割を担う地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の活動を充実させていきます。

第4章 実施計画

1 計画の体系

■ 施策体系図 ■



2 施策の具体的な取組

基本目標 1:こどもの持っている力を最大限に尊重しよう

SDGs



※用語の解説を参照ください

(1) こどもの権利を守る

市民一人一人が互いに尊重し合うような人権意識の高いまちづくりを目指します。

① こどもの権利の周知

- 改正児童福祉法におけるこどもの権利について、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「適切に養育されること」、「生活を保障されること」、「愛され、保護されること」、「心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」、「福祉を等しく保障されること」と規定されています。市においても、こどもも大人もこどもの人権についての関心と理解を深める啓発活動を進めてきましたが、市民の理解は十分とは言えません。今後もこども自身がこどもの権利について学ぶ機会を充実するとともに、すべての人を対象とした、人権尊重の意識啓発を継続的に進めます。

<関係課：こども課、人権政策課、学校教育課>

② いじめ、不登校の対応

- 近年、児童・生徒のいじめや不登校それに児童虐待が増加しています。アンケート調査でも「いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応」については、就学前・小学生の保護者も共に上位に位置しており、関心の高さが示されています。今後も、いじめの早期発見の取組や不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法<義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）>の趣旨に沿って、こどもたちが自分の力を取り戻し、自らの将来を主体に捉え、社会的に自立することを目指して関係機関が連携・共働するとともに、こどもの多様性を認め、寄り添い、こどもたちが自分の力を発揮できる場所や学習の機会を提供します。また、継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進めます。

<関係課：こども課、学校教育課>

③ 児童虐待の防止

- 児童虐待防止に向けて、教職員等こどもに関わる仕事に携わる関係者への研修を実施し、早期発見に努めます。また、虐待に対応するために関係各機関等で組織する「要保護児童対策地域協議会」や個別ケース検討会議において、関係機関と連携を図りながら迅速な対応を行っていくとともに、養育支援訪問事業により、援助を要するこどもの家庭の養育状

況や配偶者間暴力の有無等の調査、家庭訪問による相談と援助等を行い、適切な支援を継続していきます。児童虐待防止のための意識啓発についても継続的に進めます。

<関係課：こども課、福祉課、いきいき健康課、学校教育課>

④ こどもが相談できる場の確保

- こどもが安心して気軽に相談できる体制の充実が必要です。学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員等がこどもの相談を受けており、これらの周知を高め、更なる充実を図ります。また、児童相談所や民間団体などが設置していることも対象の相談窓口の周知を図ります。

<関係課：こども課、学校教育課>



(2) こどもの成長を見守る

保健、医療、教育、療育などに係る関係機関の総合的な連携により、子育て世代包括支援センターを核として、こどもの健やかな成長を促します。

① こどもの健康と成長を支える取組の充実

- 妊娠期における健康管理の重要性や薬物等の危険性に対する理解を深める啓発活動を通して健やかな妊娠・出産を支えます。
- こどもが心身ともに健やかに成長するためには、保護者がこどもの健康について理解して適切に対応することも必要です。現在、市においては乳幼児健康診査時に保護者の相談、栄養や子育ての学習の場の提供等を実施しており、今後も健康診査を継続して実施していく必要があります。健康診査に参加していない家庭に対しては、保健師が訪問する等して各家庭の個別の事情にそった支援、予防接種の必要性と安全性についての啓発も継続していきます。
- 乳幼児健診終了後（4～6歳）の実情把握が十分にできないことから、子育て世代包括支援センターを核に関係機関（特に保育所、幼稚園）と連携して情報の一元管理を行い、すべてのこどもたちの実情把握を行います。
- こども自身が心と体の成長を認識し、自ら健康を守るための教育も重要です。こどもたちがメディアと適切に接する力を養成するメディアリテラシーに関する学習を推進します。こども自身が自分の健康を管理する力を身につけることができるよう、薬物等の危険や性をめぐる健康管理の啓発を進め、食育プランにおいては年齢に応じて食の大切さを理解できる計画的な教育を実施します。
- 夜間・休日の緊急医療体制を確保し、継続的に周知にも努めていきます。

<関係課：こども課、いきいき健康課、学校教育課>

② 障がいのあるこどもの療育体制の整備、充実

- 障がいや特別な教育や配慮が必要であるこどもが、早期からの支援につながりや

すい体制づくりが必要とされています。アンケート調査でも「こどもの医療・療育体制を整備してほしい」が上位にあがっており、関心の高さが示されています。いきいき健康課やのびのび発達支援センターでは、障がいのあるこどもの早期発見と必要な支援提供のために、関係機関との連携強化を図ります。

- 小・中学校では、特別な教育的ニーズがあるこどもへ支援する体制を充実しています。保育所や認定こども園、学童保育所では障がい児の受け入れ拡充を行うとともに、今後も、幼児から中学生までのこどもに対して関係機関と連携を強化します。
- 在宅の障がい児を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の支援を行います。
- 保護者に対しては、安心してこどもの成長を見守られるよう、専門家による相談や助言等の支援や心身の負担軽減のためのレスパイトケア等を充実します。

<関係課：こども課、福祉課、いきいき健康課、学校教育課>

③ 青少年の健全育成の推進

- 学校、教育委員会、関係機関、地域団体等で組織する青少年育成市民の会、郷づくり推進協議会等、こどもの健全育成に関わる機関や団体の連携を強化し、アンビシャス広場等、地域ぐるみで児童の健全育成活動を推進します。

<関係課：こども課、いきいき健康課、郷づくり支援課、学校教育課、郷育推進課>



(3) こどもの活動を支える

こども一人一人が個性を発揮し、主体的に生きていく力を育みます。

① こどもの遊び場、遊び体験の充実

- こどもの多様な体験のために、自主的に利用できる場の充実が必要です。「児童センター フクスタ」は、こどもたちが気軽に利用でき、学習、音楽、スポーツ等多様な活動の場となっており、引き続き、こどもが安心して活動できる場として充実を図るとともに、各地域のこどもの活動がより活性化されることを目指し、既存の公共施設の有効利用の促進を進めます。
- 小学生のアンケート調査において、地域活動やグループ活動への参加経験では「参加したことがある」「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」を合わせ 81.6%が参加経験・参加意向を持っています。こどもの文化・芸術・スポーツ活動の支援も継続して行いますが、子育て支援情報として一元的に提供できる体制の整備も進めていきます。

<関係課：こども課、いきいき健康課、郷づくり支援課、学校教育課、郷育推進課>

② こどもの自主的活動の支援

- こどもが自主的により良い活動ができるように支援する必要があります。社会参画の

機会の充実による「フクスタ倶楽部」の活動支援や、ジュニアリーダー育成など子ども会活動の活性化支援、郷育サポーターや大学との連携等を活用して、こどもが主体的に参加できる機会を増やす事業の推進、こどもが安心できる居場所づくり等を進め、地域におけるこどもの自主的な活動を支援していきます。

<関係課：こども課、郷づくり支援課、学校教育課、郷育推進課>

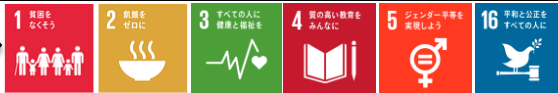
③ 保育、教育環境の整備

- 近年、自然災害の発生による、保育・教育施設の甚大な被害や不審者侵入のより児童が被害を受ける事例が発生しています。引き続き、施設における安全対策の総合的な取組を推進します。
- 施設整備については、共働き世帯の増加に加え、子育て世帯の転入に伴い児童人口が急増しており、今後の人口動態を注視する必要がある、必要な整備とともに、老朽化対策を中心に、こどもの安全確保を目指して改修を計画的に進めていきます。
- 小学校教育への円滑な接続と質の向上のため、保育所と幼稚園、小学校相互の情報交換による連携強化を図ります。
- 在宅で子育てをしている家庭を支援するため、保育所・幼稚園のこどもの広場を引き続き、開催していきます。

<関係課：こども課、学校教育課>

基本目標2: 家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう

SDGs



(1) 多様な保育等支援事業を充実する

保護者の実情にそった利用しやすい多様な保育等支援事業を、「子どもの最善の利益」を損なうことなく提供します。

① 妊娠出産期からの子育て支援環境の整備

- 核家族化の進展による子育て家庭の孤立化に伴い、子育てに不安がある家庭も多くみられ、妊娠期から出産後の育児不安の解消のために、総合的な相談体制の充実が必要です。「子育て世代包括支援センター」を核として、妊娠期からの継続的な子育て支援を推進します。
- 電話や面接での相談とともに、乳児のいる家庭を全戸訪問し、継続的な養育支援が必要な場合には家庭児童相談員が訪問し、保護者への相談と助言を行います。
- 出産期における家事支援、育児サポートに関する情報提供とともに、産後、母体の心身の回復が不十分で育児に支障をきたすおそれがある場合や、育児に対して不安や負担が強い母子を対象に、心身のケアや育児のサポートを宿泊や日帰りで提供し、母体の回復を促すとともに、不安の解消や育児技術の習得を支援することで、安心して子育てができる「産後ケア」の支援体制を確保します。

<関係課：こども課、いきいき健康課>

② 多様な保育、教育機能の充実

- アンケート調査では、就学前児童の母親のフルタイム就労は前回調査に比べ増加しています。このように共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより保育ニーズは増加、多様化しています。延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等、保護者の実情にそった利用しやすい多様な保育を、こどもの最善の利益を損なうことがない形で提供していきます。また、アンケート調査では、「幼稚園」の今後の利用意向が56.7%と高くなっており、保護者のニーズを踏まえ、小学校等との円滑な接続を図るため、アプローチ・スタートカリキュラムの見通しや活用を図ります。
- 市内の保育所や幼稚園に、男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画の推進を図ります。また、教育・保育の質の向上のため、各種専門研修への参加を促し、公立保育所が主導する合同研修を実施するとともに、届出保育施設での安全で衛生的な運営のため支援を実施します。人材確保が深刻な問題になっている保育士確保についても、引き続き、支援を実施していきます。
- アンケート調査では、就学前の育児休業取得状況は45.3%と前回調査より15ポイント以上も高くなっており、育児休業中の保育所への継続保育に関しては、受け入れ態勢の拡充を図ります。また、市外への保育所入所や他市町村からの受け入れ

に関する需要に対応するため、広域入所のための連携体制の構築に努めます。

- 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、短期間こどもを養育保護する子育て短期支援事業についても周知を行い充実していきます。また、発達に支援が必要なこどもへの保育サービスの充実やひとり親家庭等の生活安定のため、生活支援員を派遣するなど、日常生活支援事業を実施していきます。
- ファミリー・サポート・センター事業については、48.3%の認知率に対し、3.4%の利用経験と目立って低い状況です。まかせて会員の拡充も含め、利用方法の検討を進めます。

<関係課：こども課、男女共同参画推進室、学校教育課>

③ 学童保育の充実

- 共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、放課後のこどもの居場所づくりとして学童保育の拡充も求められています。人口増に伴う、児童数も急増していることから、学童保育所において待機児童が発生しないよう、今後の人口動態を注視し、計画的に施設を整備していくとともに、老朽設備の更新、修理に取り組めます。また、地域との連携を深め、学童保育における異世代間交流の推進や発達に支援が必要なこどもへの支援も充実を図ります。

<関係課：こども課>



(2) 子育て家庭を支援する

こどものいる家庭へ、経済的、精神的負担を軽減するための子育て支援策を拡充します。

① 経済的支援の拡充

- アンケート調査では、就学前、小学生ともに「保育所や幼稚園等子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が前回調査と同様に第1位で、保護者の子育てにかかわる経済的負担軽減の要請が高くなっています。幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所、認定こども園、幼稚園等の3歳以上児（幼稚園は満3歳から）の保育料が無償化され、保護者の負担軽減が図られましたが、3歳未満児は、市町村民税非課税世帯を除き無償化の対象外となっているため、引き続き、所得に応じた保育料の負担軽減措置を実施します。
- こどもの医療費助成については、中学3年までの入院費を対象とする等支援の拡充を進めてきており、今後も継続していきます。ひとり親等の家庭を支援するため、医療費の一部助成の継続、保護者の就業促進による自立支援等の充実を図ります。ひとり親家庭への支援は、国や県の事業が多様化しており、これらの支援制度や改正内容について情報を提供し、必要な家庭が確実に受給できるように努めます。

<関係課：こども課、福祉課、保険年金医療課>

② 保護者同士の交流支援

- 子育て家庭の交流や地域の子育て力向上のために、子育てサロン等の地域活動の支援や子育てリーダー育成等を引き続き実施し、子育てグループの交流活動を支援していきます。

<関係課：こども課、郷づくり支援課>

③ 父親の子育てへの関わり促進

- 男性の育児参加は進んでいますが、アンケート調査で父親の育児休業取得状況は2.6%と前回調査と変わらない状況です。父親の子育て参画の促進にあたっては、父親のこどもとの関わりが父親自身の人間的成長とこどもの生活満足感につながることを広く啓発するとともに、男性がイベント等に気楽に参加できるよう開催曜日や時間にも配慮して学習機会を充実させます。また、事業主に対しても、育児休業制度等の周知と利用促進を働きかけています。

<関係課：こども課、いきいき健康課、男女共同参画推進室、契約管財課>

④ 子育てに関する情報提供、相談体制の整備

- 核家族化の進展による子育て家庭の孤立化とともに、子育てに不安がある家庭も多くみられ、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するために、保健指導と子育て支援機能を統合した「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から就学前まで切れ目のない総合的な相談窓口とします。関係各課、関係機関と連携して必要な支援に繋がっていきます。
- 家庭児童相談員・母子自立支援員の専門性を高め、教育指導員、学校とも連携しながら相談体制の強化を図り、保護者とこどもに迅速かつ適切に対応していきます。また、DV等被害者の保護・自立制度の周知を図るとともに、DV等担当者会を定期的を開催し、情報交換を行いながら必要な支援を行います。
- 子育てに関する情報を一元的に提供できる体制ができていません。市が発信する情報については、必要な人に情報が行き渡るように情報の整理と提供体制の整備を進めていきます。

<関係課：こども課、いきいき健康課、高齢者サービス課、市民課、人権政策課、男女共同参画推進室、まちづくり推進室>

⑤ 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の充実

- アンケート調査で、出産や子育て後の就労希望が高くなっており、その社会復帰が円滑に進むよう、こどもの成長段階に応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを推進します。男女がともに子育てに関われるよう、市民や事業主に男女共同参画の意識を高める学習機会の提供をとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、

情報提供や啓発を進めます。また、主体的に取り組む事業所を市の推進モデルとして推奨し、施策への積極的な協力を促します。

<関係課：いきいき健康課、男女共同参画推進室、地域振興課>



(3) 家庭の子育て力を高める

保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう支援する。

① 子育てについての学習機会の充実

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭での子育て力の低下が指摘されています。家庭は、子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。子育て家庭の保護者を対象として、健診時や授業参観、相談の場等様々な機会を生かしながら、子どもの心身の発達や健康等についての実践的な学習の場を充実していきます。また、子育てに関する情報を一元的に提供できる体制を整備し、家庭の子育て力向上のための事業の充実を図ります。

<関係課：子ども課、いきいき健康課、学校教育課、郷育推進課>

② 青少年の保育学習、体験の機会の充実

- 現在の親世代は自らの兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児とふれ合う経験が乏しいまま親になる保護者が増加しているなど、子どもへの適切なかわりに関する知識が不足していることが課題となってきました。次代を担う小・中学生において、命の大切さを実感したり、自然に子育てへの関心が持てたりするよう、小さな子どもとふれあう体験の機会を拡充していきます。

<関係課：子ども課、学校教育課、郷育推進課>

基本目標3:こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう

SDGs



(1) こどもが生活する地域環境を整備する

こどもを危険や犯罪から守る地域環境を整備する。

① こどもにとって安全なまちづくり

- アンケート調査で、「今後、重要度が高い子育て支援策」として第1位にあげられたのは、「こどもにとって安全なまちづくり」となっており、安全への関心度の高さが目立っています。また、「近所や地域の人に支援してほしいこと」をみると、「危険な目にあいそうなときの保護等」が圧倒的に多くなっており、こどもの見守りについては、地域への期待が大きいことがわかります。引き続き、地域の少年指導員、見守り隊などととも、パトロールや声かけ運動を実施し、こどもの安全確保を図ります。こどもが危険から身を守る自己管理意識を育むため、安全教育等を実施し、意識啓発を行います。また、安心して通行できる通学路等の整備に努めます。

<関係課：防災安全課、郷づくり支援課、建設課、学校教育課、郷育推進課>

② こどもと一緒に行動し、楽しめるまちづくり

- 親子が気軽に集い、交流できる場として子育て支援センターの機能の充実を図っていきます。道路や公園、公共施設等、既存の社会資源をこどもや家族が十分に利用できるよう、利用者の意見を反映しながら充実していきます。また、本市は、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれており、こどもの生活の場がそのまま自然体験活動となりうるよう活用を進めます。

<関係課：こども課、郷づくり支援課、うみがめ課、地域振興課、建設課、都市管理課、学校教育課、郷育推進課>

③ 地域交流の場の整備

- 地域におけるこどもの自主的な活動や遊び体験等を積極的に支援していくために、身近な地域交流の場である自治公民館や保育所、幼稚園、学校等の施設を拠点として、地域交流事業の活性化を図ります。

<関係課：こども課、学校教育課、郷育推進課>



(2) 地域の子育て力を高める

こどもを中心としたコミュニティづくりを進める。

① ボランティア活動への支援

- こどもの活動支援や子育て支援における経験を蓄積して継承できるような計画的な人材育成を継続的に進めることが必要です。これまで、市内には郷づくり推進協議会をはじめ、子育てサークルや子育てボランティア等の団体も数多くあり、保護者が安心して子育てし、親子がともに地域で育まれる環境を支えてきました。今後とも、これらの活動団体の支援や各団体をコーディネートする体制の整備とともに、共働を進める中で、活動団体同士が連携して新たな事業に取り組めるよう支援していきます。また、子育てボランティアの人材育成の充実を図ります。

<関係課：こども課、郷づくり支援課、学校教育課、郷育推進課>

② 地域での世代間交流の促進支援

- こどもが地域への愛着を感じるふるさととなるため、地域行事や伝統芸能などを通して、世代間交流や豊かな体験活動ができるように、地域の取組を進めていくことが必要です。様々な分野の生涯学習の成果を地域や社会に還元し、人づくり・地域づくりに寄与する「郷育カレッジ」を推進します。また、地域で伝統的な文化を継承している団体等への活動を支援し、豊かな体験活動、地域での世代間交流を通して、こどもを見守り、育てる地域社会づくりを進めます。
- 学校・家庭・地域がつながり、それぞれの役割や責任を果たし、地域ぐるみで市民性をもったこどもの育成に取り組むため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として進めていきます。

<関係課：学校教育課、郷育推進課>

第5章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期計画と同様、福津市全域を提供区域として定めます。

2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

(単位:人)

2019年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	1,520	823	629	103
②供給量(確保の方策)	1,520	673	495	120
特定教育・保育施設 ^{※1}	1,520	673	404	94
特定地域型保育 ^{※2}	-	-	91	26
②-①=	-	▲150	▲134	17

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2020年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	1,605	905	703	103
②供給量(確保の方策)	1,605	748	563	135
特定教育・保育施設 ^{※1}	1,605	748	440	103
特定地域型保育 ^{※2}	-	-	123	32
②-①=	-	▲157	▲140	32

(単位:人)

2021年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	1,648	976	693	107
②供給量(確保の方策)	1,648	898	657	131
特定教育・保育施設 ^{※1}	1,648	898	529	104
特定地域型保育 ^{※2}	-	-	128	27
②-①=	-	▲78	▲36	24

★ 「①量の見込み」 > 「②供給量」であるが、定員の弾力運用にて対応可能

(単位:人)

2022年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	1,716	997	671	106
②供給量(確保の方策)	1,716	898	657	131
特定教育・保育施設 ^{※1}	1,716	898	529	104
特定地域型保育 ^{※2}	-	-	128	27
②-①=	-	▲99	▲14	25

(単位:人)

2023年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	1,663	986	662	105
②供給量(確保の方策)	1,663	898	657	131
特定教育・保育施設 ^{※1}	1,663	898	529	104
特定地域型保育 ^{※2}	-	-	128	27
②-①=	-	▲88	▲5	26

(単位:人)

2024 年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	1,607	952	658	103
②供給量(確保の方策)	1,607	898	657	131
特定教育・保育施設 ^{※1}	1,607	898	529	104
特定地域型保育 ^{※2}	-	-	128	27
②-①=	-	▲54	▲1	28

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の13事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等柔軟な対応を図ります。なお、事業概要については、国で定められたものを記載しています。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨時間外保育事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

供給体制

2020年度(令和2年度)に子育て世代包括支援センターを設置する。

②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	44,687	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
②供給量(確保の方策)	44,687	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
②-①=	-	-	-	-	-	-

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	6,375	8,638	8,442	8,372	8,302	8,176
②供給量(確保の方策)	6,375	8,638	8,442	8,372	8,302	8,176
②-①=	-	-	-	-	-	-

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	583	617	603	598	593	584
②供給量(確保の方策)	583	617	603	598	593	584
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑤養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	24	10	10	10	10	10
②供給量(確保の方策)	24	10	10	10	10	10
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）**事業概要**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	31	27	27	27	27	26
②供給量(確保の方策)	31	27	27	27	27	26
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑦ファミリーサポートセンター(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(お願い会員)と、当該援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

生後3か月～6年生

需要量の見込みと供給量

(単位:人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	179	100	100	100	100	100
②供給量(確保の方策)	179	100	100	100	100	100
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

事業概要

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位:人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	11,712	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②供給量(確保の方策)	11,712	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に保育園や小規模保育施設等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	259	303	299	299	295	289
②供給量(確保の方策)	259	303	299	299	295	289
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑨時間外保育事業（延長保育）**事業概要**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	564	500	500	500	500	500
②供給量(確保の方策)	564	800	800	800	800	800
②-①=	-	300	300	300	300	300

⑩病児保育事業**事業概要**

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	1,430	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②供給量(確保の方策)	1,430	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②-①=	-	-	-	-	-	-

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育所）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

対象年齢

1年生～6年生

需要量の見込みと供給量

(単位：人)

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①需要量の見込み	749	866	930	976	1,009	1,049
②供給量(確保の方策)	745	900	900	900	1,000	1,050
②－①＝	△4	34	△30	△76	△9	1

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する。

供給体制

本市では、新制度に移行していない幼稚園における副食材料費の負担軽減措置として、年収360万円未満相当世帯のこどもと、所得階層にかかわらず第3子以降のこどもに対する副食材料費に要する費用を補助します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

4 各施策の成果指標

目標達成のためには、「いつまで」「何を（どう）するか」という指標を設定し、実現できるよう努力していく必要があります。目標年度である2024年度(令和6年度)を目標として、その評価・改善・検討のための成果指標を定めます。

施策の方向性	成果指標 (関係課)	現状値 2018年度 (平成30年度)	目標値 2024年度 (令和6年度)
こどもの権利を守る	人権作文、標語、ポスターの製作 (人権政策課)	小学校 7校 中学校 3校 高校 2校	小学校 7校 中学校 3校 高校 2校
	人権の花運動の実施 (人権政策課)	各年 小学校 1校 幼稚園、保育所 2園	各年 小学校 1校 幼稚園、保育所 2園
	要保護児童対策地域協議会会議開催数 (こども課)	10回/年	12回/年
	家庭児童相談室への相談件数 (こども課)	8,959件	9,000件
こどもの成長を見守る	子育て世代包括支援センター設置 (いきいき健康課)	未設置	設置
	養育支援訪問家庭数 (こども課、いきいき健康課)	実施 100% 把握率 100%	実施 100% 把握率 100%
	乳児家庭の把握と訪問 実施率 (いきいき健康課)	実施 99.7% 把握率 100%	実施 100% 把握率 100%
	のびのび発達支援センター相談件数 (こども課)	1,950件	2,400件
	保育所、認定こども園等の障がい児保育の実施設数 (こども課)	5施設	10施設
こどもの活動を支える	児童センターフクスタ利用者数 (こども課)	18,405人	20,000人
	特定保育施設、特定地域型保育の認可定員数 (こども課)	1,288人	1,686人
多様な保育等支援事業を充実する	妊婦健診実施回数 (いきいき健康課)	6,375人日/年	8,176人日/年
	保育所、認定こども園等の一時預かり事業の実施設数 (こども課)	6施設	10施設
	子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用者数 (こども課)	31人日/年	26人日/年

施策の方向性	成果指標 (関係課)	現状値 2018年度 (平成30年度)	目標値 2024年度 (令和6年度)
多様な保育等支援事業 を充実する	保育所、認定こども園等の延長保育事業の実施設数 (こども課)	17施設	22施設
	病児保育事業の実施設数 (こども課)	2施設	2施設
	男女共同参画指導員の選任施設数 (男女共同参画推進室)	幼稚園、保育所 14施設	幼稚園、保育所 16施設
	男女平等教育推進員の選任施設数 (男女共同参画推進室)	小学校7校 中学校3校	小学校7校 中学校3校
	学童保育所の利用定員数 (こども課)	745人	1,050人
子育て家庭を支援する	新制度未移行幼稚園における副食材料費補助の実施 (学校教育課)	事業なし	実施
	子育て支援センターなかよし育児相談件数 (こども課)	1,123件	1,200件
家庭の子育て力を高める	子育て支援センターなかよし育児講座実施、参加者数 (こども課)	16回/年 288人	20回/年 380人
こどもが生活する地域環境を整備する	子育て支援センターなかよしの利用者数 (こども課)	37,114人	40,000人
	保育所、認定こども園等でのこどもの広場開催 (こども課)	幼稚園1園・保育所7園で月1回実施	継続実施
地域の子育て力を高める	子育てボランティア登録者数 (こども課)	25人	30人

付属資料

1 福津市こどもの国推進協議会規則

平成20年3月25日

規則第13号

改正 平成23年6月10日規則第26号

平成25年10月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市こどもの国推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 福津市こどもの国基本構想の推進に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 児童福祉関係者
 - (3) 児童教育関係者
 - (4) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその

職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第6条 協議会に専門の事項を調査及び研究するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出は部会の委員の互選による。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福津市健康福祉部こども課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に開く協議会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(福津市こどもの国基本構想策定協議会規則の廃止)

- 3 福津市こどもの国基本構想策定協議会規則(平成18年福津市規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成23年6月10日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 福津市こどもの国推進協議会委員名簿

職種等	団体名等・選出区分	◎会長 ○副会長	
		氏名	任期
児童福祉関係者	いろどり真愛保育園園長	◎安徳 尊博	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
識見を有する者	香蘭女子短期大学 非常勤講師	○梅原 眞理子	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
その他市長が必要 と認める者	LOCAL&DESIGN(株) 代表取締役	福田 忠昭	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
識見を有する者	九州産業大学准教授 人間科学部子ども教育学科	森 暢子	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
児童福祉関係者	主任児童委員	澁谷 宗子	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
児童教育関係者	津屋崎小学校校長	田渕 聡	H30. 10. 5～ H31. 3. 31
児童教育関係者	神興東小学校校長	児島 由美	H31. 4. 1～ R2. 3. 31
児童教育関係者	福間東中学校教頭	吉住 美津子	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
法第6条第2項に規 定する保護者	地域学校協働活動推進員 (勝浦小学校)	西田 明日香	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
その他市長が必要 と認める者	公募委員	井上 惣一郎	H30. 10. 5～ R2. 3. 31
その他市長が必要 と認める者	公募委員	田島 勝彦	H30. 10. 5～ R2. 3. 31

3 福津市こどもの国推進協議会等の経過

年度	月日	内 容	
平成30年度	10月5日	第1回	協議会の運営方法 子ども・子育て支援事業計画の策定について 策定スケジュールについて 策定に係る重点協議事項について 子ども・子育て支援ニーズ調査について
	12月		子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 ○乳幼児の保護者調査 ○小学生の保護者調査
	平成31年 1月21日	第2回	子ども・子育て支援事業計画の追加項目について 子ども・子育て支援ニーズ調査結果の速報について
	3月26日	第3回	子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書について 就学前児童及び小学生までの人口推計並びに事業量・目標量の推計・検討について 次期子ども・子育て支援事業計画の基本構想について 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
平成31年度・令和元年度	6月24日	第1回	現子ども・子育て支援事業計画実施計画の進捗状況について 就学前児童及び小学生までの人口推計並びに事業量・目標量の推計・検討について 次期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
	10月1日	第2回	次期子ども・子育て支援事業計画素案について 特定教育・保育施設、特定地域型保育の利用定員の設定について
	11月25日	第3回	次期子ども・子育て支援事業計画素案について
	8月5日	第4回	子ども・子育て支援事業計画意見公募の報告について 子ども・子育て支援事業計画最終案について 特定教育・保育施設、特定地域型保育の利用定員の設定について

4 用語の解説

SDGs との関連

2015年（平成27年）9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもと、成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。その中核となるものが、17のゴール（目標）（下表参照）と169のターゲット等からなる「持続可能な開発目標：SDGs」です。2030年までの目標達成に向けて世界共通の社会的課題に取り組むことで、人類全体のwell-being（幸せ）の向上を図ります。

第2期計画の3つの基本目標ごとに、SDGsのいずれのゴール達成に資するものかを明確化し、SDGsとの関連や考え方を踏まえ事業を進めていくこととします。

	目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10（不平等） 各国内および各国間の不平等を是正する
	目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実施し、持続可能な農業を促進する		目標11（持続可能な都市） 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12（持続可能な消費と生産） 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標4（教育） すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標13（気候変動） 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う		目標14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
	目標6（水・衛生）すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15（陸上資源） 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
	目標7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標16（平和） 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
	目標8（経済成長と雇用） 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する		目標17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
	目標9（インフラ、産業化、イノベーション） レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る		

【あ行】

用語	説明
アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習への対応ができるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習でいかされてつながるよう工夫された5歳児のカリキュラム。
アンビシャス広場	地域の公民館や集会所、学校の空き教室等を活用して放課後や休日にこどもたちが気軽に立ち寄り、友達と遊んだり、本を読んだり、話をしたり、大人やお年寄りから何かを学ぶなど、こどもの自由な発想で思い思いに過ごすことができる居場所をつくり、こども同士や大人、高齢者とのふれあいを図る事業。
一時預かり	病気やけが、家族の介護、冠婚葬祭、労働など保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、こどもを緊急・一時的に保育する事業。
延長保育	保護者の就労時間の長時間化等に対処するため、通常の開所時間（基本は11時間）を超えて行う保育事業。

【か行】

用語	説明
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している事業主が、自らもしくは共同で事業所内保育を設置し、または保育事業者が設置した施設を事業主の従業員の児童が利用する施設で、従業員枠の50%以内で地域枠の設定ができる。
子育てサロン	子育て中で不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談・情報交換等を通じて子育てを楽しみ仲間づくりを行う場を提供している。
子育て支援センター	子育て中の家族が気軽に親子で集える施設。相談、学習、情報交換、交流ができ、親子の友達づくりを支援している。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、共働しながらこどもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。保護者や地域住民による「学校運営協議会」がおかれ、学校運営の基本方針や教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。
郷育	福津市において、「だれでもが、いつでも、どこでも、楽しく学び合うことができ、学習した成果が適切に評価される」生涯学習社会の実現を目指したまちづくりのこと。その具体的な方策として、総合学習システム「郷育カレッジ」を実施している。

郷育カレッジ	健康福祉、ふるさと、子育て、生きがい、環境、国際交流など、さまざまな分野のことを楽しみながら学習し、その学習成果を地域や社会に還元し、人づくり、地域づくりに有効に反映させていくシステム。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当するもの。

【さ行】

用語	説明
郷づくり推進協議会	おおむね小学校区内の自治会(区)をはじめ、各種団体やボランティアで構成する住民主体の組織。8つの郷づくり推進協議会で、地域の課題解決や、個性的で魅力のある地域にする事業など、地域自治の活動に取り組んでいる。
食育	こどもたちや消費者が、自分の食について自ら学び、考え、自ら実践できるようになることを支援していくための取組。
事業所内保育施設	企業の従業員や病院の看護師などの福利厚生のため、職場内や職場の近くに設置された事業所の従業員のこどものための保育施設。
児童の権利に関する条約	児童の権利に関する条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童まで広げ、児童の人権の尊重や確保の観点から必要となる事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。日本は平成6年に批准。
スタートカリキュラム	幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。
スクールカウンセラー(スクールアドバイザー)	学校で児童・生徒の生活上の諸問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う人。また、いじめ問題への対策の一環として、臨床心理士等が中学校へ派遣される。

【た行】

用語	説明
地域学校協働活動	地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

ドメスティック・バイオレンス（DV）	一般的には、配偶者（パートナー）や恋人間でおきる、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、経済的、性的に苦痛を与える暴力。児童虐待防止法では、DV家庭で育つこと自体が児童への精神的虐待と定義されている。
--------------------	--

【な行】

用語	説明
認可保育所	国が定める基準に適合した施設で県の認可を受けた施設。保護者の就労や病気など家庭でこどもを見ることができない場合に、保護者に代わり保育する施設。
認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前のこどもに対する保育、及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。
のびのび発達支援センター	心身やことばに発達の遅れや心配のある児童生徒及び乳幼児並びに子育てに不安や悩みのある保護者等に対し、その発達に応じた特別の指導、支援及び相談を行うことで、個々の心身の発達と保護者の子育て不安を解消することを目的として設置。

【は行】

用語	説明
病児・病後児保育	病気または病気の回復期にあるこどもを対象に、保育園で集団保育できない、または保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	地域において、育児の援助を行いたい人（提供会員）と子育て援助を受けたい人（依頼会員）が子育てについて、有償で助け合う会員制組織のこと。会員間で援助する内容は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園の登園前や帰宅後、こどもを預かる ・ 学童保育の帰宅後、こどもを預かる ・ 学校の放課後、こどもを預かる ・ 買い物等の外出の際にこどもを預かる など 原則としてこどもを預かる場所は、提供会員の自宅。
放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用可能。

放課後児童クラブ (学童保育)	就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童(1～6年)に対して、小学校や児童館等において、支援員が児童の健全育成にあたる。
--------------------	---

【ま行】

用語	説明
メディアリテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、正しく選び取る能力のこと。メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【や行】

用語	説明
ユニバーサルデザイン	すべての人が使いやすいように意図して作られた製品や情報、環境のデザインのこと。
幼稚園	学校教育法に基づいて設置されている教育機関。原則、満3歳からを対象とし、保護者の就労の状況にかかわらず入園可能。
幼稚園の預かり保育	地域の実態や保護者の希望に応じて就園時間を延長して幼児を預かる事業。

【ら行】

用語	説明
レスパイトケア	障がいや慢性疾患などのあるこどもを持つ家族の負担を減らし、地域での生活を支える家族援助のこと。

【わ行】

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態をいう。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

福津市第2期 子ども・子育て支援事業計画

(変更部分抜粋)

福津市

2023年(令和5年)3月変更

(単位:人)

2023 年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み	1,361	1,041	711	110
② 供給量(確保の方策)	1,780	961	651	165
特定教育・保育施設 ^{※1}	940	925	486	120
確認を受けない幼稚園等 ^{※2}	840			
特定地域型保育 ^{※3}	-	-	114	31
企業主導型保育施設 の地域枠		36	51	14
② - ① =	419	▲80	▲60	55

※1 福津市内の幼稚園、保育所、認定こども園

※2 福津市内の確認を受けない幼稚園、市外の幼稚園・認定こども園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

(単位:人)

2024 年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み	1,338	1,022	699	108
② 供給量(確保の方策)	1,580	1,041	699	161
特定教育・保育施設 ^{※1}	740	1,005	530	116
確認を受けない幼稚園等 ^{※2}	840			
特定地域型保育 ^{※3}	-	-	124	31
企業主導型保育施設 の地域枠		36	45	14
② - ① =	242	19	0	53

**福津市第 2 期
子ども・子育て支援事業計画**

2020年（令和2年）3月

福津市健康福祉部こども課

〒811-3293 福岡県福津市中央一丁目1番1号

TEL0940-43-8124 FAX0940-43-3168

E-Mail info@city.fukutsu.lg.jp

Website <http://city.fukutsu.lg.jp>